

守口市立小・中学校等の在り方について

～子どもたちが主役の魅力ある学校づくり～

答 申



令和4年3月

守口市新しい学校・園づくり審議会

目次

目次.....	1
はじめに.....	2
Ⅰ 子どもたちが社会とのつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくしたいと思う、学びを目指す	3
1. これからの社会に必要な資質・能力の育成	3
2. 学校運営協議会を中心とした、育成を目指す子ども像の共有、協働	7
Ⅱ 子どもたちが成長を実感できる、連続した学びを目指す	11
1. 幼児教育・保育と小学校教育の接続.....	11
2. 守口市の小中一貫教育を次の段階へ.....	13
3. 地域や社会の課題解決に参画する態度の育成.....	19
Ⅲ 子どもたちが安全・安心な学校生活を送り、多様な学びが可能となる 学習環境を実現する	23
1. 多様な子どもたち一人一人が主体的・協働的で深い学びを行う学習環境	23
2. 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保できる学習環境.....	58
Ⅳ 子どもたちが社会性を育み、協働できる学校を目指す	67
1. 集団生活や教科指導が可能な学校規模・配置の最適化	67
2. 社会に包容された学校を目指して	84
おわりに.....	86
巻末資料.....	87

はじめに

10 守口市は、旧京街道や守口街道、淀川の舟運を通じて、京都、大坂のみならず、全国からの人の往来、物資や貨幣の流通によって、文化や風習なども伝わり、街が発展してきました。他の国・藩の人々とも人間関係を築き、新しい考えを積極的に取り入れ、郷土の発展に活かす進取性に富んでいたのではないかと想像します。

15 時を経て、戦後の守口市では、機械製造や電機産業が発展し、就職や転勤等で日本全国、海外から守口市に移り住むとともに、守口市から全国、海外へと、人の往来や入れ替わりが珍しくない時代になりました。守口市民は、新しく転入してきた人に対しても、隣人として受け容れ、誰もが住みやすい地域づくりを協働して進めてきました。

20 今日、情報通信技術の発展により、地球規模で大量の情報が瞬時に流通する社会が到来し、産業や社会構造、人口動態も変化し、こうした時代だからこそ、多様な価値観を尊重し、他者と協働することができることや、進取の気性に富み、新たな価値を創造できる守口市の強みを発揮していくことが求められています。

私たちは、次の世代である子どもたちに、守口市で培われてきたその精神を受け継ぎ、自分の人生を切り拓き、豊かな生活を送り、また、異なる価値観を持つ他者とも協働し、地域や地球規模の課題を解決できるようになってほしいと思います。

25 本審議会は、令和3（2021）年7月に守口市教育委員会から、今後の時代において、守口市の子どもたちをどう育てていくかという視点に立った「市立学校のあり方について」諮問を受け、緊急事態宣言措置の下で、会議時間等の制約もありましたが、計6回の審議を行い、ここに答申をまとめました。

30 審議に当たっては、各委員が諮問事項に対して真摯に検討を行い、国内や海外の先進的な取組事例を紹介したり、子どもの学びの在り方について、時には異なる意見を交わしたりして、議論を重ね、多角的な視点で検討することができました。

35 私たちは、小・中学校9年間を見据えた学びを充実させるとともに、地域との協働やICT活用の視点を取り入れた、新しい時代の学校教育の在り方について提案します。その内容を、市民の方々とも情報共有したいと考え、可能な限り、表現を工夫しました。より多くの市民の方々に、本答申を読んでいただき、子どもたちの学びについて一緒に考え、魅力ある学校づくりに参画していただきたいと願っています。

I 子どもたちが社会とのつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくしたいと思う、学びを目指す

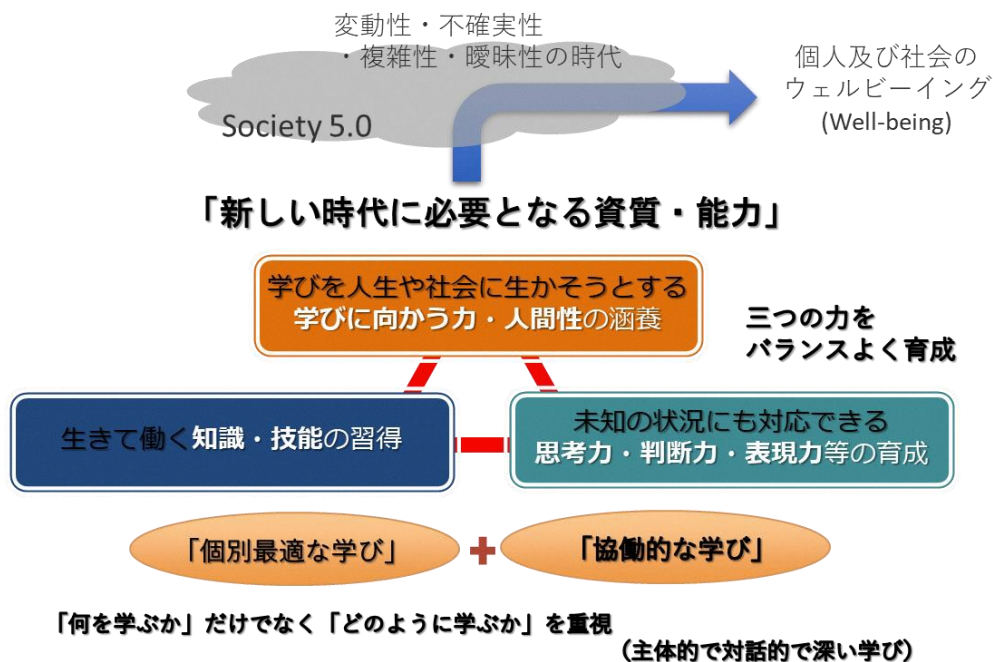
40 1. これからの社会に必要な資質・能力の育成

(1) これからの社会に必要な資質・能力

先端技術を産業や社会生活に取り入れた Society5.0 時代が到来し、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。

45 こうした急激に変化する時代の中で、子どもたちが、変化を前向きに受け止め、人生や生活、そして社会を、人間ならではの感性を働かせ、他者と協働して課題を解決し、より豊かなものにするための資質・能力を身につけ、一人一人が持続可能な社会の担い手として活躍することが期待されています。

50 そのため、学校教育では、これからの社会に必要な資質・能力（「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」及び「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」）を育成していくことが求められています。



55 守口市としても、全小・中学校等で、資質・能力の育成を目指し、「守口市学力向上プラン」を掲げ、『主体的・対話的で深い学び』を通して、すべての子どもたちにとって「わかる」「できる」授業づくりに向け、授業改善を推進しています。

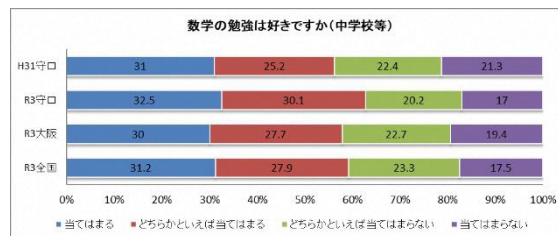
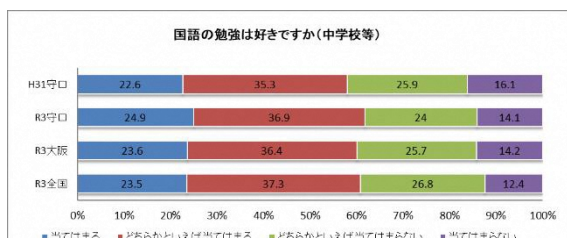
(2) 子どもたちの学力と学習状況等の現状

60 守口市の子どもたちの学力は、令和3（2021）年度に実施した全国学力・学習状況調査¹結果によると、新型コロナウイルス感染症による長期間の臨時休業の影響がありました。国語の『話すこと・聞くこと』〈小学校、中学校〉、算数の『測定、変化と関係』〈小学校〉など「知識・技能」に関する問題で70%以上の正答率を示すなど、全体的に、子どもたちの学力は概ね定着しています。

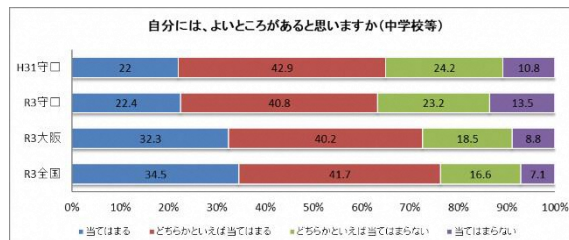
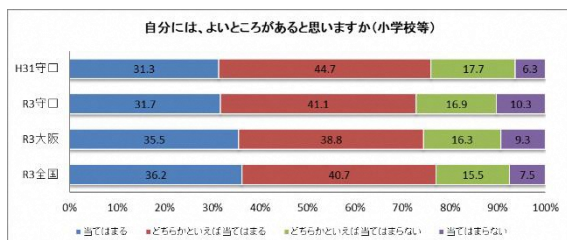
65 学習に対する意識については、「国語の勉強が好き」「算数（数学）の勉強が好き」の肯定的回答の割合は特に中学校では全国平均より高く、「計画を立てて勉強している」の肯定的回答の割合や中学校の「学校の授業以外での平日における1日当たりの学習時間で1時間以上と回答した割合などは前回調査（令和元（2019）年度）と比べて高く、学習意欲や学習習慣の向上がみられ、また、「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んだ」などの回答割合も高く、主体的・協働的で深い学びの実現に向けた授業改善が進んでいます。

半面、国語の『読むこと』や、算数・数学の『図形』において正答率が低い問題や無解答が多い問題がみられたほか、「思考力・判断力・表現力等」の育成が課題であることが明らかになっています。

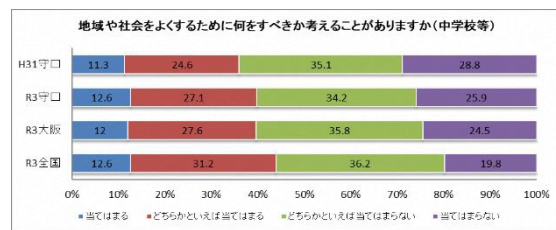
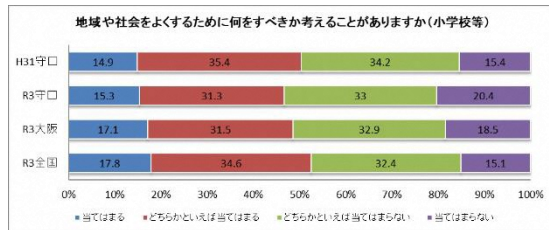
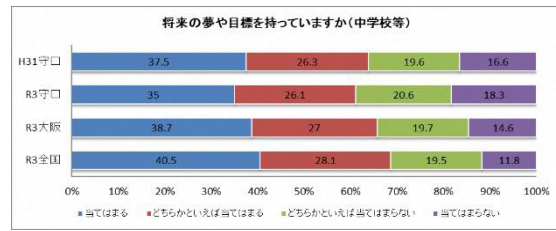
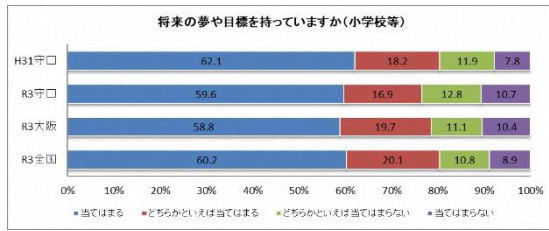
75 <全国学力・学習状況調査結果（令和3（2021）年度）>



また、「自分にはよいところがある」や「将来の夢や目標」、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」などについて、全国平均と比べて低く、今後、自己肯定感や地域課題解決の育成が課題となっています。



¹ 全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における児童生徒への学習指導の改善等に役立てるため、文部科学省が平成19（2007）年から毎年実施。小学校6年、中学校3年を対象に、国語、算数・数学のペーパーテストとアンケート調査を実施。



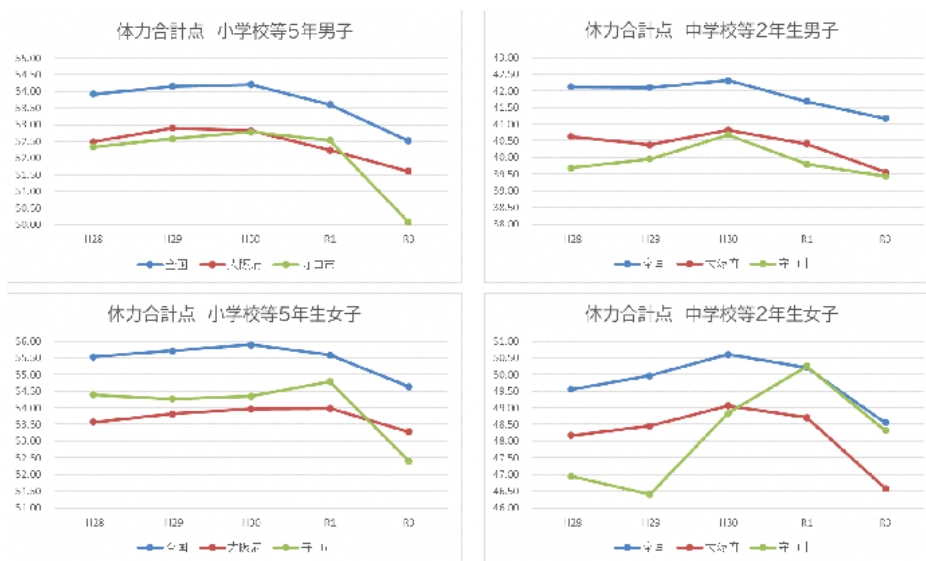
(3) 子どもたちの体力、運動能力、運動習慣等の現状

85 守口市の子どもたちの体力、運動能力は、令和3(2021)年度に実施した全国体力、運動能力、運動習慣等調査²結果によると、令和元(2019)年度調査と比べ、小・中学生の男女ともに体力合計点が低下しています。低下の主な要因としては、令和元年度から指摘された、①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイム(テレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間)の増加、③肥満である児童生徒の増加に拍車がかかったことや、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、学校の活動が制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組が減少したことも指摘されています。

90 1週間の総運動時間が420分以上の割合は、減少しており、特に男子の方が顕著です。児童生徒の体格の状況を見ると、小・中学生の男女ともに、肥満の割合が増加。特に小学生男女、中学生男子は過去最大の数値を示しています。

<全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果(令和3(2021)年度)>

² 全国的な児童・生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てるため、スポーツ庁が平成20(2008)年から毎年実施。小学校5年生、中学校2年生を対象に、実技(握力、反復横とび、50m走など8種目)及びアンケート調査を実施。



95 こうしたことから、守口市としても、学校の教育活動全体を通じて、体育・健康に関する指導を行い、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めています。その際、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われることを目指しています。

100 **（４）学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養**

（１）で述べた、これからの社会に必要な資質・能力の三つの要素をバランスよく育成していくことが大切なことは言うまでもありません。

このうち「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」（以下、「学びに向かう力・人間性等の涵養」という。）は、ペーパーテスト等で測ることが
105 難しく、その重要性から、現在も、全国の学校現場で「学びに向かう力・人間性等の涵養」に関する指導方法の実践研究が熱心に行われています。

「学びに向かう力・人間性等の涵養」には、主体的に学習に取り組む態度や、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考のプロセス等を客観的に捉える力などが含まれ、これらは「メタ認知」³に該当し、近年、この「メタ認知」の能力を向上させることの重
110 要性が高まっています。今後、子どもたちが、自分自身に関して客観的な視点から観察する経験を、意図的、計画的に充実していくことが大切です。

現在、守口市内の各学校でも、「学びに向かう力・人間性等の涵養」について創意工夫した取り組みが行われていますが、例えば、八雲中学校では、全教科等の授業で、ゲームデザイン要素やゲームの原則を取り入れ、タブレット端末を使って主体的に学習活動に

³ 自分の認知活動を、高次に、客観的にとらえること。（英：Metacognition）

115 取り組み、複雑な概念について理解したり、ペアやグループで協働して学ぶ楽しさを実感したりして、次の学習への意欲を高めるような取り組みが行われています。

教育委員会は、「学びに向かう力・人間性等の涵養」を伸ばしていくために、「メタ認知」の能力の向上など、心理学の知見や、国際的な学習スキル定義プロジェクト⁴、今後の学習指導要領の改訂等の動向も注視し、国の研究開発事業や大阪府の研究指定校事業等も積極的に活用し、これからの社会に必要な、新しい学習内容やその指導方法について実践研究に積極的に取り組んでいくことが望まれます。その中から、学校現場で実施が可能なものは、全国に先駆け、積極的に導入していくべきです。

【提言】 これからの社会に必要な資質・能力の育成

- ◎ 『主体的・対話的で深い学び』を通して、すべての子どもたちが「わかる」「できる」「おもしろい」授業づくりを推進
- ◎ 子どもたちの資質・能力のうち、特に「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」についての実践研究

125 2. 学校運営協議会を中心とした、育成を目指す子ども像の共有、協働

(1) 守口市の教育理念

守口市では、教育理念を『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成』とし、社会が急激に変化していく時代において、学校教育・社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成を目指し、守口の教育を推進しています。

また、“より良い学校教育を通じてより良い社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」⁵の実現に向けて、学校運営協議会（コミュニティ・ス

⁴ 経済協力開発機構（OECD）では、「キー・コンピテンシー」を定義し、PISA と呼ばれる国際的な学習到達度調査を実施しているほか、コンピテンシー育成カリキュラムなどを含む「2030年に向けた学習枠組み」（Learning Framework 2030）を策定。

⁵ 小・中学校等で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」の基本的な理念として示された考え方。次の3つの柱で構成

- ・ よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有
- ・ これからの社会を創り出していく子どもたちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成
- ・ 地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現

クール)⁶を生かした、学校・家庭・地域の連携・協働を重視しています。

135

(2) 学校運営協議会導入の成果

平成 28 (2016) 年、義務教育学校さつき学園に、守口市として初めての学校運営協議会が設置されました。さつき学園では、学校運営協議会を通して、子どもたちの学力、規範意識や社会性等の課題、複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担など、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題について、学校、保護者、地域が情報共有し、連携・協働して、課題の解決に向けて取り組んでいます。

140

《さつき学園学校運営協議会》

さつき学園学校運営協議会では、「地域とともにある学校をつくる」という目標を掲げ、様々な教育課題別に部会を設け、例えば、読み聞かせ、運動会・文化発表会支援、さつきスタディールームなどを行う学習支援部会の他、生活部会、文化・スポーツ部会・広報部会を設置し、機動的に対応しています。

145

こうした活動を行うにあたり、多くの学校支援ボランティアとの協働活動の意味を込め、「さつきフレンド」という親しみやすい名称とし、行事カレンダーを作成したり、様々な活動内容を用意したりし、180 名を超える学校支援ボランティアが登録し、活動しています。

150

また、さつき学園では、現在、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する教育の充実に取り組んでいますが、学校運営協議会も、在校生全員に対して、いじめをしない、させない、許さないことの大切さを伝えるなどの取り組みを行っています。

155

学校運営協議会の成果は、何より、子どもたちが大人と関わり、心豊かに成長している点です。さつき学園の児童生徒アンケートからも、子どもたちの満足度で高い結果が出ているのに加え、子どもたちが、自分たちを支えてくれている人々への感謝する言葉を自然に発するようになっていきます。それは、在籍中だけではなく、卒業生からも感謝の言葉が寄せられ、人格形成にも大きな役割を果たしていると言えます。

160

こうした成果が表れるまでには、最初から順風満帆だったわけではなく、様々な課題に直面し、取り組みを検証し、熟議を重ね、改善を図り、「子どもたちの応援団」の輪を徐々に広げてきた経過があります。取り組みについては、一層充実し、現在では、さつき

⁶ 学校運営に保護者や地域が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現するために導入された制度。教育委員会が、学校を指定して、学校運営協議会を設置。その委員は保護者や地域住民等から教育委員会が任命。守口市では平成 28 (2016) 年度にさつき学園、令和 2 年度に全中学校区に設置。令和 3 (2021) 年度現在の設置率：全国 27.2%、大阪府 14.4%

学園学校運営協議会の取組みが、全国から注目されるようになりました。

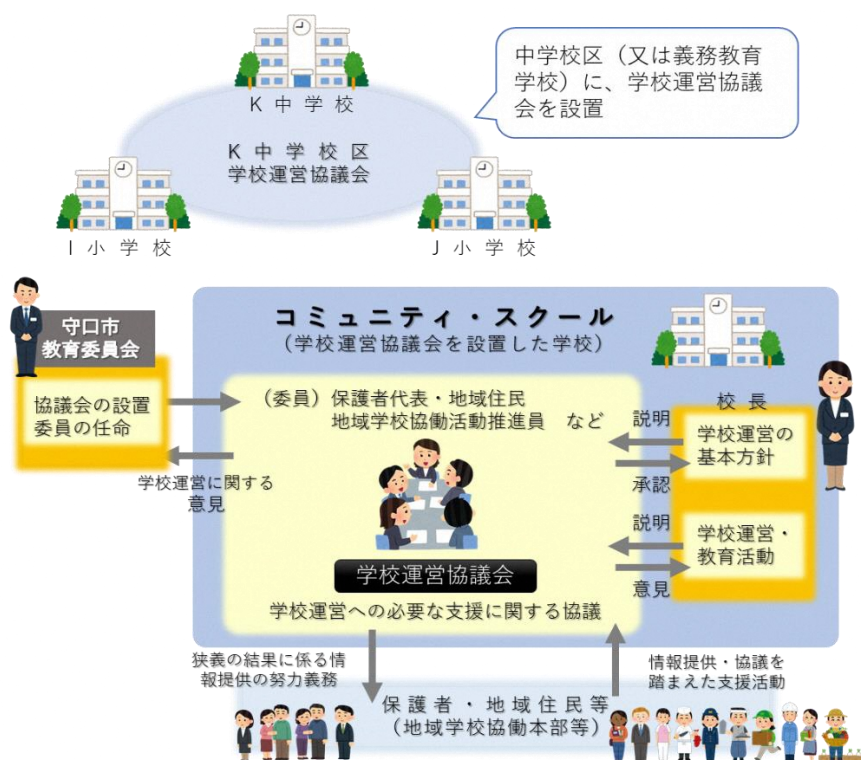
165

《学校運営協議会の全中学校区への導入》

こうしたさつき学園での取組みを踏まえ、令和2（2020）年度から、全ての中学校区で学校運営協議会を開始しました。

例えば、第一中学校区学校運営協議会では、「教育フォーラム」を開催し、学校運営協議会の意義についての講演を行うほか、小学生に対する「部活体験」「小学校交流行事」等などが行われています。庭窪中学校区学校運営協議会では、庭窪中学校区ふれあいフェスタを開催し、児童生徒、地域住民が参加し、吹奏楽やダンスの披露、スポーツ体験、子ども会議などが行われています。梶中学校区学校運営協議会では、2つの部会を設け、学力向上部会では、地域ボランティアの協力を得た学習支援（セルスタールーム）などが行われるなど、各中学校区で、個別の教育課題に対して、地域の特色を生かした様々な取組みが展開されています。

守口市におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



180 (3) 今後の学校運営の充実に向けて

学校運営協議会としての活動を充実させていくために、「社会に開かれた教育課程」に掲げられている、①目標の共有、②資質・能力の明確化、③地域との連携協働をより充実していくことが望まれます。

185 目標の共有については、学校運営協議会委員のみならず、保護者や地域住民、そして
子どもも参加して、保護者や地域住民からの「身につけてほしい力」と、中学生自身が
「身につけたい」について相互に提案し、熟議し、お互いの考えを理解し、学校運営協
議会の取組みや学校の教育課程編成に生かしていくことが考えられます。

190 資質・能力の明確化については、目標の共有を踏まえ、地域、学校、子どもたちが設
定した、「校区で目指す人材像」から、それを構成する資質・能力の要素を具体化し
(例：地域の歴史や文化についての理解、地域課題の解決策を考え、提案できる力、住
みやすい地域づくりのために参加しようとする態度、など)、学校のカリキュラム・マネ
ジメント機能を発揮し、子どもの発達段階に合わせて、各教科等や総合的な学習の時間
における具体的な学習内容や学習活動として展開していくことも検討すべきです。

195 地域との連携協働については、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）⁷の役割
が重要であり、同推進員を中心に、現在の地域学校協働本部の活動を充実させ、より多
くの方々に関わってもらえるよう、引き続き、地域住民や保護者の参画意識を醸成して
いくことが大切です。今後、少子高齢化の進行や大規模集合住宅居住者の増加等によっ
て、住民交流の希薄化が進む一方、多様化・複雑化する学校の課題に適切に対応してい
くためも、専門的な知見を有する関係機関、大学、企業、非営利団体、個人等の協力を
200 得ることが不可欠となってきています。

教育委員会は、各校区の学校運営協議会が、こうした主体的な活動を効果的・継続的
に実施できるよう、全市的な情報共有や情報提供体制、学校運営協議会委員やボランテ
ィアに対する研修、全校区共通の業務内容や市外からのボランティア募集など、学校運
営協議会に対する継続的な伴走支援を充実していくべきです。

205

【提言】 学校運営協議会の充実

- ◎ 地域住民や保護者の参画意識の醸成とともに、専門的な知見を有する関係機関、大
学、企業、非営利団体、個人等からの協力を拡大
- ◎ 全市的な情報共有や情報提供体制、学校運営協議会委員やボランティアに対する研
修、全校区共通の業務内容や市外からのボランティア募集など学校運営協議会を継続
的に伴走支援

⁷ 地域と学校との連絡・情報共有、地域学校協働活動の企画・調整・運営、地域住民への呼びかけ
などを行う者を守口市が委嘱。同推進員は学校運営協議会にも参画。地域学校協働本部とは、多
くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域
学校協働活動を推進する体制

II 子どもたちが成長を実感できる、連続した学びを目指す

210 1. 幼児教育・保育と小学校教育の接続

(1) 生活や学習の基盤を培う幼児期の教育の重要性

守口市では、市独自の子育て支援策として、世帯の所得に関係なく、0歳から5歳児までの認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業の利用料を無償化（私立幼稚園（私学助成施設）は上限あり）しています。

215 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割も担っています。幼児期は、自発的な活動としての遊びや生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、その時期にふさわしい生活を営むために必要な能力が培われます。幼児の発達の姿は、共通した過程をたどるものの、人や事物への関わり方、環境からの刺激の受け止め方は、
220 一人一人が異なり、幼児期の教育では、幼児一人一人の発達の特性（見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、その幼児が抱えている発達の課題に応じた指導を重視しています。

一方、幼児期の教育を終え、小学校に入学すると、遊び中心から勉強（座学）中心になり、時間割に沿ったスケジュールや集団生活、子ども自身が自分で判断し動く場面が増えるなど、一日の生活の過ごし方が大きく変わります。こうした、幼児期の教育と小学校教育とのギャップ（段差）から、小学校に入学したばかりの子どもたちの落ち着かなさが続いてしまう状態、「小1プロブレム」⁸が課題とされ、幼児教育・保育と小学校教育の接続の重要性が指摘されてきました。

230 (2) 幼児教育・保育と小学校教育の架け橋の充実

幼児教育と小学校教育をつなぐ取組みとして、今日では、就学前の子どもたちが、小学校生活についてイメージを持ち、入学への期待や希望を膨らませ、学校への安心感を持ってもらうために、小学校の見学や体験を実施するなどの取組みが行われています。

例えば、下島小学校では、近隣の幼稚園児と一緒に、グラウンドゴルフによる交流を行い、幼稚園児が小学校入学への期待を膨らませるとともに、小学校の児童にとっても、幼稚園児との交流によって、自分の成長を自覚するきっかけにもなっています。

⁸ 保育園や幼稚園を卒園した後に、子どもたちが小学校での生活や雰囲気になかなか馴染めず、落ち着かない状態が数カ月続く状態。授業中にも関わらず、複数の子どもが教室内を歩き回ったり、先生の指示通りに行動できなかったり、授業が成立しない場合もある。

240 また、配慮を必要とする子どもに対する個別の特性の理解や支援方法などについての
研修で小・中学校等の教員、認定こども園、保育所、幼稚園等と一緒に学んだり、卒園
時の情報交換などを行ったりしています。今後、幼児期から児童期への学びの連続性を
一層重視する観点から、各小学校では、認定こども園・保育所、幼稚園等との接点を、
卒園時点だけではなく、在園中や卒園後も継続し、その有益な点を活かしていくことが
重要です。

245 教育委員会は、各小学校と認定こども園・保育所、幼稚園等との接点を増やす取組み
を支援するとともに、小学校教員を対象とした研修において、「幼児期の終わりまでに育
ってほしい姿」⁹などを取り上げたり、小学校の教育活動（スタートカリキュラム¹⁰の実
践を含む）について助言したりするなど、各学校が、幼児教育・保育についての理解を
深めることも支援していくべきです。

250 さらに、義務教育修了時まで育てたい子ども像について、認定こども園・保育所、
幼稚園等とも情報共有したり、子どもたちの非認知能力¹¹育成のために、小学校教員と認
定こども園・保育所、幼稚園教諭等と一緒に研修や情報交換会を行ったりすることを推
進し、連携に向け、実践的な取組みに繋がるよう支援していくべきです。

【提言】 幼児教育・保育と小学校教育の接続

- ◎ 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を踏まえた、小学校におけるスタートカリキュラムの充実
- ◎ 非認知能力育成のための、小学校教員と認定こども園・保育所、幼稚園教諭等の合同研修等の推進

255

⁹ 幼稚園教育要領や保育所保育指針等が示す、小学校入学前までに養っておきたい姿を 1.健康な心と体、2.自立心、3.協同性、4.道徳性・規範意識の芽生え、5.社会生活と関わり、6.思考力の芽生え、7.自然との関わり・生命尊重、8.数量・図形、文字等への関心・感覚、9.言葉による伝え合い、10.豊かな感性と表現、の 10 項目で示されている。

¹⁰ 小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

¹¹ 意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、テスト等では測定できない個人の特性による能力。学力（認知能力）と対照。

2. 守口市の小中一貫教育を次の段階へ

(1) これまでの取組み

ア 守口市が目指す「小中一貫教育」

260 守口市においては、従前より小学校と中学校との連携を進めていましたが、これをさらに強化する取組みとして、平成 26 (2014) 年度から「確かな学力の定着、中1ギャップの解消に向けて」、「小中連携を軸に各中学校区の特色ある教育活動の推進」及び「地域に根ざした学校づくり」の3本柱を掲げ、施設分離型を基軸とした小中一貫教育を中学校単位で、全中学校区で推進してきました。

265 各中学校区では、学校運営協議会において「めざす子ども像」を設定し、義務教育の9年間を見据え、どんな力を子どもたちにつけるのか、15歳までにどんな子どもを育てるのか、校区の子どもたちの現状を踏まえ、小・中学校が一緒になって考え、子どもの発達段階に応じた指導を行いながら、子どもの豊かな学びをつないでいます。また、「めざす子ども像」を家庭・地域と共有し、9年間の子どもの育ちを見守り支えていく体制づくりを進めています。

270 具体的な成果として、中学校区合同授業研究会やカリキュラム・指導方法に関する教職員の合同研修や、相互に授業参観などを実施することによって、教職員の指導力が向上してきました。特に、小・中学校間で、子どもたちの学力の実態を共有し、小学校では十分定着できなかった内容を、中学校の授業でも取り上げ、定着を確実にする取組みによって、例えば、全国・学力学習状況調査結果を経年分析すると、守口市では、小
275 学校6年生から中学校3年生までの3年間の学力の伸び（同一集団比較）が、大阪府内の他市と比べて大きく、小中一貫教育が、学力の向上面で大きな成果をあげていると言えます。

280 また、生活指導や生徒指導上の課題への対応や特別支援教育の面でも、小・中学校間で共有し、問題行動を生じさせにくい学校づくりに活かしたり、配慮を必要とする子どもたちに対する、個別の教育支援計画などを引き継ぎ、系統的な指導や一貫した支援を実現させたりしています。

285 具体的な取組みとして、例えば、梶中学校区では、梶小学校及び藤田小学校の教員が梶中学校を訪問し、かつて担任した子どもの学習の様子を観たり、子どもに声を掛けたりして、子どもたちが9年間通して、教員に見守られているという安心感を与えています。八雲中学校区では、八雲小学校、下島小学校及び八雲中学校が小中合同研究授業を通して、3校共通に取り組める「子ども主体の授業」のあり方を考え、学習者用デジタル教科書を活用した学習などの取組みを行っています。錦中学校区では、錦中学校に、小中連携教科指導のための加配教員（錦小学校を兼務）を配置し、算数・数学について、系統的なカリキュラムを計画・実施し、小学校算数でつまづきやすい内容（小数や図形

290 など) を、中学校数学の学習でも振り返り、確認して、確実に定着するような取組みを行って

全中学校区での小中一貫教育の成果は、何より子どもたちの変化、すなわち、合同授業、体育大会・文化発表会等の合同実施、児童会・生徒会の交流、小学校高学年希望者の部活動への参加などを通して、子どもたちが9年間の学びの見通しや上位学年への憧れを持てたり、年長の子どもが年少の子どもの世話をして社会性や責任感を育んだりしていることが最大の成果と言えます。

イ 日本初の義務教育学校さつき学園

300 さつき学園は2つの小学校と1つの中学校が統合し、平成28(2016)年4月、日本初の施設一体型の義務教育学校¹²のひとつとして開校しました。

開校後は、前期課程と後期課程の子どもたちがともに学校生活を送り、協力し合いながら学ぶことにより、下級生は上級生に見守られ、また上級生のようになりたいと、9年間の学校生活の見通しをもつことができるようになっていきます。また、上級生は下級生との交流を通じ、思いやりと責任ある行動への自覚が芽生えるなど、人格形成の面で大きな成果を上げています。

学習指導や部活動の面では、5、6年生の子どもたちは、7～9年生と同様に50分授業や、教科担任から指導を受けたり、部活動に参加したりするなど、前期課程と後期課程との垣根を低くする工夫を行っています。

310 一方、小中一貫教育のデメリットと指摘されている、子どもたち同士の人間関係の固定化や、小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学する充実感がなくなる可能性に対しては、9年間の成長を見通したクラス替えの工夫、異学年交流などを通じた前期課程修了時の「修了式」、児童生徒会での役割の工夫、1年生から9年生までの全校行事で6年生がリーダーとなるなど、人間関係形成力の育成を図り、デメリットを生じさせない様々な工夫を行っています。

¹² 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、学校教育法が改正され(平成27(2015)年7月)、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校制度「義務教育学校」を導入、平成28(2016)年4月に施行。修業年限は9年で、前期6年と後期3年の課程に区分し、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領を準用。一人の校長の下に一つの教職員組織、義務教育9年間の学校教育目標を設定、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施、教育課程の特例が可能、などが特色。校舎等は施設一体型のほか、隣接型、分離型も可能。平成28(2016)年度に全国に22校設置。令和3年(2021)度現在、全国に439校(大阪府内に7校)に増加

315 施設面では、一体型の特色を最大限生かし、前期課程と後期課程それぞれの特別教室（理科室、音楽室など）を隣り合わせに設置し、共通の準備室を設けるなど、子どもたちや教職員にとって、使いやすい学習環境を実現しています。

学校運営面では、1名の校長の下、副校長1名、教頭3名（夜間学級含む）、一つの教職員組織による運営体制によって、子どもたちに関する様々な情報の共有や引継ぎ、全
320 教員による ICT、生徒指導、感染予防などの研修など、効率的・効果的な運営が実現できています。

(2) 今後の方策

ア 全中学校区で、特色ある小中一貫教育を充実し、義務教育学校や併設型小・中学校 325 を目指す

全ての中学校区で進めてきた「施設分離型を基軸とした小中一貫教育」は、学校運営協議会という強力な発動力も得て、一定の成果を上げています。今後、子どもたちの資質・能力の育成や、複雑化・高度化していく教育課題に適切に対応し、全ての中学校区で、小中一貫教育を進化させていかなければなりません。

330 【小中一貫教育に関する制度の類型】

小中一貫教育に関する制度					(参考)
類型	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校			小学校 中学校
		【併設型】 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	【連携型】 中学校連携型小学校 小学校連携型中学校		
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者		同一の設置者
修業年限	9年 (前期課程6年 +後期課程3年)	小学校6年、中学校3年			小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長、 一つの教員組織	小学校と中学校における 教育を一貫して施すため にふさわしい運営の仕組 みを整えることが要件	併設型を参考に、適 切な運営体制を整備		それぞれの学校に 校長、教員組織
教員免許	原則、小学校・中 学校の両免許状を保有	所属する学校の免許状を保有			所属する学校の免許状を 保有
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成				それぞれの教育課程を編 成
教育課程 の特例	一貫教育 に必要な 独自教科 の設定	○	○	○	×
	指導内容 の入替 え・移行	○	○	×	×
施設形態	施設一体型／施設隣接型／施設分離型 いずれでも可				—
守口市の状況	1校 (さつき学園)	なし	なし		小学校 13校 中学校 7校

各学校では、まずは、教育課程編成、学習指導及び指導体制、学校運営の各面で改善
335 を検討し、小学校及び中学校という学校制度の下、施設分離型でも実施可能な、特色あ
る小中一貫教育を展開していくべきです。

例えば、教育課程編成の面では、各校区が掲げている「めざす子ども像」を、スロー
ガンとしてではなく、子どもたちが、何ができるようになるかとして具体化した上で、
340 どの教科等で育成するのか、教科横断的に育成していく資質・能力を構造化し、学校・
学年段階の系統図として可視化することが求められます。

また、学習指導及び指導体制の面では、今後、小学校高学年の専科指導や教科担任制¹³
が進んでいくことを踏まえ、各教員が教科等の指導力を高めることができるよう、指導
計画、指導案や教材づくりや学習評価についての小中合同研修を日常化していくことも
求められます。

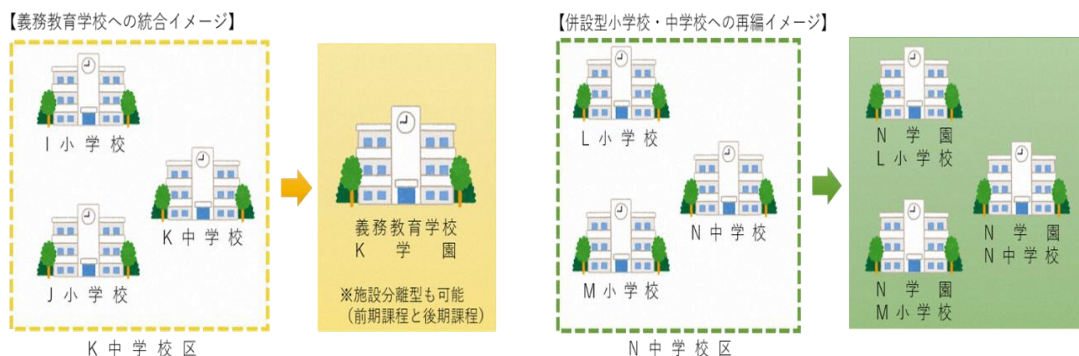
345 さらに、学校運営面でも、各部会を合同化したり、校務を共通化したりするなど、効
果的で効率的な運営体制を目指して、不断に見直していくことが大切です。

上記のような取組みを行った上で、小中一貫教育を強固なものにする観点から、次の
段階として、中学校区を、義務教育学校や併設型小学校・中学校¹⁴に再編・統合していく
ことを目指していくべきです。

350 併設型小学校・中学校については、現在の中学校区が、2つの小学校と1つの中学校で
構成されている場合、それぞれ、「〇〇学園△△小学校」、「〇〇学園◇◇小学校」、「〇〇
学園〇〇中学校」と呼称することが考えられます。

¹³ 小学校は学級担任制（教員免許は小学校教諭）、中学校は教科担任制（教員免許は中学校教諭
（教科別））が基本となっているが、学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科
指導を行うとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等
の実情に応じた取組みが可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年
における教科担任制を推進。令和4（2022）年度以降、外国語、理科、算数、体育などを優先的
に実施。

¹⁴ 小中一貫教育の形態の一つ。関係校を一体的にマネジメントする組織（例：〇〇学園等）を設
け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、一体的なマネジメントを
可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員が小・中学校を併任。



355

併設型小学校・中学校では、それぞれの学校の教員に兼務発令し、小学校において、中学校教員が理科、音楽、図画工作、体育、家庭科、外国語の専科指導を行うとともに、中学校において、小学校教員が国語や数学の少人数指導やチーム・ティーチング（TT）¹⁵を行ったり、部活動指導を行ったりすることが可能になることから、今後、こうした教員

360

の相互乗り入れを推進していくべきです。
教育委員会は、各中学校区が円滑に、義務教育学校等へ再編・統合できるよう、『守口市小中一貫教育推進のてびき』（平成25（2013）年4月）を改訂し、再編・統合のための工程、留意点等を示していくべきです。

365

また、施設体系については、施設分離型や施設隣接型によって、中学校区単位で特色ある小中一貫教育に取り組むとともに学習環境から鑑み、可能な限り、施設一体型を目指していくことも重要です。

イ さつき学園は、教育課程の特例等を積極的に活用し、守口市の小中一貫教育を牽引

370

さつき学園は、これまでの学校、家庭、地域が一体となって創意工夫してきた優れた実践の蓄積を基に、今後は、義務教育学校等で実施可能となっている、教育課程の特例¹⁶を活用し、地域独自の小中一貫教科の設定や前期課程と後期課程間で指導内容の入れ替

¹⁵ 複数の教員が協力して行う指導形態の一つ。1人の教員（T1）が一斉指導を行い、もう1人の教員（T2）が机間巡視し、個別指導することや、途中で役割を交代することもある。

¹⁶ 小学校、中学校の教育課程は、学校教育法施行規則及び学習指導要領により、教科等及び標準指導時間、教科等の目標や内容が定められている。義務教育学校、併設型小・中学校では、小学校、中学校の教育課程を基本にしつつ、その特例として、学校の特色や子どもたちの実態に応じて、新教科等の創設（既存の社会科、家庭科、総合的な学習の時間等の内容の一部を統合し、ふるさと科、防災科など小中一貫教科を新設）や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等（例：小学校低学年からアルファベットを指導、中学校数学の負の数を小学校算数で指導、小学校図画工作の木材加工の指導の一部を中学校美術で指導など）が可能。

えなど、学校や地域の特色を生かした学校づくりを一層展開するとともに、守口市の小中一貫教育を牽引してほしいと思います。

地域独自の小中一貫教科については、例えば、守口市の自然、歴史、社会、産業、文化、防災などを系統的に学び、地域や社会の課題を解決する力を身につけ、郷土への愛情を深めることを目的とした、学校独自の教科（例：「ふるさと」「守口」など）を新設することが考えられます。学習内容については、生活科、社会科、総合的な学習の時間等の内容から再編し、新しい学習内容も加え、教科書や指導体制については、地域の専門家の協力を得て、独自に教科書や教材を作成し、ゲストティーチャーとして、教員と一緒に指導を行うことが考えられます。

さつき学園は、社会から求められている、新しい学習内容や指導方法等について積極的に実践研究し、その成果を情報発信し、守口市のみならず、全国の小中一貫教育を牽引する学校としての役割を果たしていくべきです。

また、教育委員会は、小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状の併有者を増加させるために、現職教員の新たな免許状取得を促進する講習や教職大学院等への派遣を支援するとともに、併有者を義務教育学校へ配置するなど、義務教育学校の指導体制の強化に向けた取り組みを推進していくべきです。

併せて、さつき学園での取組みを他の中学校区に情報提供したり、学校間で活発に情報交換したりできるよう支援することが重要です。

390

<独自の小中一貫教科のイメージ>

【現行の教育課程】	前期課程	国語	生活	算数	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動・ 外国語	道徳	総合的な学習 の時間	特別活動	
	後期課程	国語	社会	理科	数学	音楽	美術	技術家庭	保健体育	外国語	道徳	総合的な学習 の時間	特別活動
↓													
【特例による教育課程】	前期課程	国語	生活	算数	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動・ 外国語	道徳	独自の小中一貫教科	総合的な学習 の時間	特別活動
	後期課程	国語	社会	理科	数学	音楽	美術	技術家庭	保健体育	外国語	道徳	総合的な学習 の時間	特別活動

【提言】守口市の小中一貫教育を次の段階へ

◎ 全ての中学校区で、特色ある小中一貫教育を充実し、義務教育学校や併設型小・中学校を目指す

[小中一貫教育の充実に係る再編・統合の工程、教育課程編成や学校運営の留意点等を示し（「守口市小中一貫教育推進のてびき」改訂）、各中学校区の実践を支援]

◎ 義務教育学校さつき学園は、教育課程の特例等を積極的に活用し、小中一貫教育を牽引する

- ・ さつき学園の特色を生かした、教育課程の特例（新教科等の創設、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等）の本格導入に向けた実践研究
- ・ 小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状の併有を促進

395 3. 地域や社会の課題解決に参画する態度の育成

(1) 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実

学校教育は、教育課程を通じて、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力とは何かを明確にし、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくことや現実の社会との関わりの中で子どもたち一人一人の豊かな学びを実現していくことが求められています。

各学校では、特別活動を要とし、学校の教育活動全体を通して、自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育¹⁷を充実しています。令和2（2020）年度からは、小学校から高等学校までの「キャリア・パスポート」¹⁸が導入され、子どもたちが、中・長期的に学びを振り返り、将来を展望するとともに、自己有用感の醸成や、自己変容の自覚につなげることができるよう、教科学習、教科外活動、学校外の活動などで活用しています。

今後、各学校では、地域の人材と連携し、各教科等の授業やクラブ活動・部活動等を通して、様々な職種やボランティアなどを体験してほしいと思います。実体験を通して、子どもたちが、自分の好きなことややってみたいことを増やし、苦手なことや初めて挑戦することに失敗を恐れず取り組み、失敗しても、立ち直る回復力（レジリエンス）を

¹⁷ 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

¹⁸ 子どもたちが、小学校から高等学校を通じて、自らの学習状況やキャリア形成を見直し、振り返ったりし、自己評価を行うとともに主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐことができるよう工夫されたポートフォリオ。令和2（2020）年度から、全国の小・中・高等学校等に導入。

身につけ、集団の中で役立つ喜びや自信を深めるなど、発達段階に応じた学習活動を充実していくべきです。

415 教育委員会においても、各学校に対して、キャリア・パスポートを使った学習に対する助言や、学習事例や指導のポイントを掲載したキャリア教育ガイドブックの作成などを行っていくべきです。

420 また、起業家教育（アントレプレナー教育）¹⁹についても研究を深め、地域や産業界とも連携し、「守口版アントレプレナー教育プログラム」等の開発にも取り組むべきです。例えば、子どもたちが、原材料の生産や商品の製造方法について製造者から商品開発の話の聞いたり、起業の模擬体験などを行ったりすることによって、将来の社会的・職業的自立に必要な力を養っていくことも検討すべきです。

【提言】 キャリア教育の充実

- ◎ 小・中・高等学校を通じたキャリア・パスポートを活用し、自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育の推進
- ◎ 地域や産業界とも連携し、将来の社会的・職業的自立に必要な力を養う、「守口版アントレプレナー教育プログラム」等の推進

（２）郷土を愛する心を育む教育の充実

425 守口市で生まれ育った子どもだけではなく、市外や海外から転入してきた子ども、市外や海外に転出した子どもが、守口の歴史や文化などについて、生涯にわたって、誇りと愛情をもつことができるよう、学校、家庭、地域が連携して、守口市について学ぶ機会を充実していくことが大切です。

430 守口市内には、縄文石器（八雲遺跡）、弥生土器（長池町遺跡）、古墳形象埴輪（梶）などの発掘物、木造十一面観音立像（光明寺）、絹本著色八幡曼荼羅図（来迎寺）、中村家文書などの文化財、文祿堤や守口宿、旧中西家住宅などの史跡、喜左衛門や弥治右衛門などの地域の発展に貢献した先人の業績、淀川の恵みと治水の歴史、寺方提灯踊りやだんじり(地車)まつりなど、枚挙にいとまがないくらい、歴史的・文化的価値の高いものが数多く現存しています。

435 また、市内には、私たちの生活や日本の産業を支える、電機、製造機械・部品、食品などの工場も存在し、子どもたちは、学校の授業で実際にそのような場所を見学したり、

¹⁹ チャレンジ精神、創造性、探究心等の「起業家精神」や情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等の「起業家的資質・能力」の育成を目指す教育手法。

そこで生活をしたり働いたりしている人々にインタビューをするなど、地形や土地利用、交通の広がり、公共施設の働きなどを学んでいます。

例えば、よつば小学校では、校内に「郷土資料館」を設け、日常的に、昔の人の暮らしに触れたり、寺方南小学校では、寺方提灯踊保存会を招いた出前授業を行い、地域に残る伝統を実体験して学んだりする取り組みも行われています。佐太小学校では、校区内にある特別養護老人ホームや障がい者支援センター、高齢者施設さんあい広場「さた」などとの世代間交流を通して、自分たちの校区の「佐太のええところ」を発見し、より深い愛着を育んでいます。

一方で、市内全体では、1章1の(2)で述べたとおり、「将来の夢や目標」、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」などについて、全国平均と比べて低く、自己肯定感や地域課題解決力の育成が課題となっています。

こうしたことから、郷土に関する学習を通して、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴や良さに気付き、関りを通して、自分自身や自分の人生について考え、表現し、それらに自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養うことはとても重要です。

今後、各学校では、子どもたちが、郷土の自然、歴史や文化、産業などに関する理解を深めるだけでなく、少子高齢化、防災防犯、環境保全、地域の活性化、教育の充実、インフラの整備など、地域の課題を見出し、多面的な立場で解決策を考え、協働して取り組もうとする態度の育成に努めていくべきです。

特に、「持続可能な開発目標 (SDGs)」²⁰の視点を取り入れた学習を推進することは有意義であり、例えば、総合的な学習の時間の中でSDGsについて学んだり、SDGsに関する図書を紹介したりしている、さくら小学校の取り組みなどを参考に、子どもたちがSDGsの視点で、地域や社会の課題を自分たちのこととして、解決策を考えることに、大きな期待を寄せたいと思います。

教育委員会は、守口市内の子どもたちが、居住する地域にとどまらず、守口市全体の自然、歴史や文化、産業に関心を持つとともに、守口の子どものとして、また、守口市民として、一体感を醸成していくことが重要です。そのためには、子どもたちが、守口市

²⁰ 平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」が採択。SDGs (エスディーゼイズ) は「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標として、[貧困][飢餓][保健][教育][ジェンダー][水・衛生][エネルギー][経済成長と雇用] [インフラ、産業化、イノベーション] [不平等][持続可能な都市][持続可能な消費と生産][気候変動][海洋資源][陸上資源][平和]及び[実施手段]からなる17のゴールと169のターゲットで構成。各国政府、自治体、企業、学校等で、SDGs達成に向けた様々な活動が行われている。

について体系的に学べる教育プログラム「もりぐち学」を推進していくことも検討すべきです。

- 465 例えば、その教材として、現在、市内小学校で使用されている、社会科副教材『わたしたちの守口』等を改訂し、社会科に限らず、国語、理科をはじめ総合的な学習の時間など、あらゆる教科でも活用できるようにしていくことが考えられます。その際、タブレット端末での利用を前提とした、デジタル教材を作成し、社会の変化とともに内容を更新するとともに、自然や史跡などの画像や、働く人々のインタビューなどの動画を豊富に収録し、子どもたちが、私たちの郷土、守口市について興味関心をもって、主体的
- 470 に学び、郷土を愛する心情を醸成して行ってほしいと思います。

- そして、子どもたちが大人になっても、守口市に愛着をもって住み続け、まちづくりの担い手になってほしいと思います。将来、守口市を離れ、全国や海外で活躍する人がたくさん輩出されると思いますが、遠く離れた地に住むことになっても、いつまでも守
- 475 口を「ふるさと」として想ってほしい、と願ってやみません。

【提言】郷土を愛する心を育む教育の充実

- ◎ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れた、地域や社会の課題を解決する学習活動の推進
- ◎ 地域と協働し、守口市について体系的に学ぶ「もりぐち学」を推進し、子どもたちが、郷土を愛する心を育む [もりぐちを学ぶデジタル教材の作成など]

III 子どもたちが安全・安心な学校生活を送り、多様な学びが可能となる学習環境を実現する

480

子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができ、多様な学びが可能となる学習環境の実現には、教室、運動施設やICT設備などのハード面での整備に加え、授業の進め方や施設の運用などソフト面での方針も重要です。

485

1. 多様な子どもたち一人一人が主体的・協働的で深い学びを行う学習環境

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの実現

今日の学校教育では、「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが重視されています。

490

また、探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」も充実を目指しています。その際、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出すことも期待されています。

495

守口市においても、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいます。

500 ア 主体的・対話的で深い学びの推進

現在、小・中学校等では、子どもたちに、これからの時代に求められる資質・能力を育成するために、各教科等の学習において『主体的・対話的で深い学び』を重視した学習活動を目指しています。

505

守口市においても、従前の、授業者である教師が「何を教えるのか」から、学習者である子どもたちの視点に立ち、子どもたち自身が、毎時の授業で「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」や「何ができるようになるか」を実感できるような、授業づくりを進めています。

510

例えば、体育の授業では、「学習カード」を活用して、今日は何がうまくできて何ができなかったのか、さらに上手に跳ぶにはどうすればよいかなどを考え、次に生かすなど、子どもたちは、自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かすよう主体的な学びの視点で学んでいます。

理科の授業では、「水に溶けた食塩のゆくえ」について、グループに分かれて、蒸発さ

せる・重さを測るなど、様々な方法で調べ、考えた結果をグループ間で共有するなど、子どもたちは、周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想を生む力を育む対話的な学びの視点で学んでいます。

515 社会科の授業では、鉄砲の伝来について、「鉄砲が全国に、急速に広がったのだろうか」などの問いを立てて、地図や様々な資料を読み取り、根拠に基づいて問いについて考察し、お互いに意見を出し合ったり、話し合ったりした結果を踏まえ、さらに、当時の社会の様子や特色について話し合ったり、お互いに説明したりするなど、子どもたちが、
520 一つ一つの知識がつながり、「わかった!」、「できた!」、「おもしろい!」と思えるような深い学びにつながる視点で学んでいます。

525 今後は、各学校において、集団編成や指導方法、授業の進め方などさらなる『主体的・対話的で深い学び』の実現に向け、学習形態の多様化を実践していくことが望まれます。

イ 教科横断的な学習の推進

AI（人工知能）などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の
530 創造に結びつけていく資質・能力の育成が求められています。

学校教育に対しても、各教科等の学習とともに、健康・安全・食、主権者、伝統文化、国際理解、地域創生、持続可能な社会づくり、STEAM 教育²¹など、教科等横断的な視点に立った学習が求められており、各学校では、カリキュラム・マネジメント²²を発揮し、教科等間のつながりを捉えた学習を進めることが大切です。

535 各教科等の学習においても、教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、文理の枠を超えて実社会の課題を取り扱う探究的な学習活動を充実させるとともに、特に、総合的な学習の時間においては、複数の教科等の見方・考え方を総合的・統合的に働かせながら、文理の枠を超えて実社会の課題を取り扱い探究する活動を充実・試行錯誤しながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を育成することが

²¹ 理科、技術、美術、数学等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育（Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics）

²² 子どもたちや学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと、などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

540 求められています。

こうしたことから、総合的な学習の時間は、国際理解などの学習活動の体験に止まらず、実社会や実生活の中から問いを見出し、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができる資質・能力を身につける学習の実現を目指していくべきです。

545

ウ 新しい時代の学びに対応した学習環境の充実

『主体的・対話的で深い学び』や子どもたちの特性や学習の定着度等に応じたきめ細かな指導を行っていくためには、今後の少人数学級編制の計画的導入にも対応しつつ、
550 一斉学習のみならず、個別学習や協働学習など、様々な学習形態で学ぶことができるよう、教室²³、設備や教材などの学習環境を計画的に整備することが重要です。

『主体的・対話的で深い学び』を目指し、『個別最適な学び』と『協働的な学び』が生起する学習形態の多様化・弾力化に対応した学習環境には、教室と廊下による画一的で
555 単調な構成から脱却し、変化と多様性と場所性に満ちた、知性を刺激する環境、さらには、「いつでも」「どこでも」「どんなことも」学ぶことのできる、いわゆるユビキタスな学び²⁴の機会が求められます。

このように、学校施設全体を学びの場として創造していくために、従来、普通教室、特別教室及び多目的教室を中心に構成されていた学びの場は、図書室、体育館に止まらず、多目的スペース（オープンスペース・ワークスペースなど）、空き教室、ランチルームなど、さらに、廊下、階段周り、半戸外空間など、学校のあらゆる場所、学校全体へと拡張、展開する必要があります。

加えて、学びの場が開放的に相互連関的に繋がり、重なり合うことで、立ち寄りやすさや学びのシーケンス（連続性や展開性）を高めます。

また、学習環境の質は、空間計画だけでなく、教材や教具も大きく影響します。学ぶ
565 意欲や意識を触発し、主体的な学びを展開するための刺激として、それぞれの場や当該教科に相応しい学習メディア（図書・ICT・具体物・資料・掲示・作品）や適切な家具を設える必要があります。

(ア) 普通教室と教室廻り [ゆとりのある、多様な誘導を備えた空間へ]

570 【普通教室】

普通教室は、学級ごとに割り当てられた教室で、子どもたちは、通常の授業を受けるとともに、一日の大半を過ごす教室です。このため、季節的变化も考慮し、日照、採光、

²³ 国が定めた『学校設置基準』（小学校、中学校）により、学校の校舎及び運動場は、児童生徒数に応じて定められた面積以上とすることとされ、校舎に備えるべき施設として、教室（普通教室、特別支援学級のための教室、特別教室、多目的教室等）、図書室、保健室、体育館及び職員室が挙げられている。また、学校施設が社会の変化や教育方法等の進化に対応して、必要な機能や望ましい整備のあり方を示し、学校の設置者が計画的に整備するための参考となるよう『学校施設整備指針』（小学校、中学校）を策定している。（平成31（2019）年3月改訂）

²⁴ いつ、どこにいてもパソコンをはじめとしたICT機器や情報ネットワークを活用できる学習環境のこと

換気、音響等の環境条件の確保できることが必要です。

575 普通教室では、一斉授業の形態を基本にしながら、ペアやグループでの話し合い、討論や発表など多様な学習形態や、少人数指導やティーム・ティーチングなどの指導形態を、一つの授業時間（小学校 45 分、中学校 50 分）の中で、自在に変えながら実施できる機能が求められています。

580 近年、各教科等の授業で、電子黒板と実物投影機を活用して、子どもたちが調べたことや自分の考えを発表する学習活動が日常的に行われるようになりましたが、タブレット端末の導入により、電子黒板を使った、学級全員分の画面共有を行う機会も増えてきたため、将来、大型の提示装置に更新したり、提示装置を複数台整備したりすることが必要になってくると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、感染拡大期の身体的距離の確保も対応できることも求められてきています。

585 こうしたことから、学習、生活（食事・休憩）、収納、掲示などが混在している、教室機能の分化を図ることも重要で、例えば、鞆棚などのロッカースペースや水周りを普通教室の外に整備することを検討すべきです。

590 さらに、タブレット端末の保管庫等を教室外に配置したり、将来、物理的な環境向上として、教室を従来の 60 数㎡から 80 ㎡を超える広さに拡張したりすることを計画的に進めていくことが必要です。

【特別支援学級のための教室】

595 特別支援学級は、障害の状態及び特性に応じ、各学年段階における各教科指導や、障害の状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等を円滑かつ効果的に行うことのできるような教室として整備することが必要です。また、子どもたちの中には、周辺環境によって学習生活面や安全面へ影響を受ける場合もあることから、特に良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意することが大切です。

また、障害のない生徒との交流及び共同学習を日常的に行うことができるよう、教室の配置を工夫して、整備することが必要です。

600

【教室廻り】

一方、普通教室の周辺の空間である「教室廻り」については、多様な学習活動や学習形態に対応できる空間として、普通教室と「教室廻り」を組み合わせたり、分割して使用したりできる空間として、整備を進めていくことが望まれます。

605 特に、『個別最適な学び』と『協働的な学び』をスムーズに展開できるようにするには、限られた面積に机や鞆棚が並ぶ普通教室では制約があり、教室廻りに計画された、多目

的スペースは、多様で弾力的な学習形態を展開する場として、一斉形式の授業の場である普通教室と役割を分担しつつも、連続的・一体的なスペースとしての活用が求められます。

610 基本的には、多様な活動に対応するよう、まとまった広さを確保したうえで、教室との連続性・一体性を確保し、全体を一つの学年に対応した学びのエリアとする。その際、他学年などの通過動線や教室出入りの動線と重ならないように計画し、場の安定化を図ることが必要です。

併せて、教室廻りには、少人数学習を兼ねたクワイエットスペース（遮音性のある室）
615 やアルコーブ²⁵（窪み）などの多様な場を配置することも重要です。

また、多目的スペースとして、動的と静的（静けさと落ち着き）、囲まれたり、開かれたり、子どもの成長具合に応じた広さや明るさと暗さなどの多様な性格を有する場を配置し、学年全体で使う場所としてクラス相互の共用領域として活用することが必要です。そのために、全体に吸音性の高い仕様とするとともに、音や視線による教室への妨害を
620 避けるために、多目的スペースの位置・形状を工夫し、教室と多目的スペースとの間に、鞆棚などのロッカースペース、デン（穴倉）による緩衝帯やガラス戸などの間仕切りを設けることが重要です。

普通教室と「教室廻り」の空間計画の際に、活動内容に合わせた可動の家具やテーブル、椅子、展示、収納棚、ホワイトボード、可動間仕切りなどを配置し、活動の場やコ
625 ーナーを構成し、空間の分節化を行うことも重要です。加えて、図書、PC、印刷物、資料、具体物、教具などの学習材を、子どもたちの目に触れ、使いやすい場所に配備することも必要です。

これらの空間を整備していくには、大規模な改修を伴うことから、教育委員会は、子どもたちの学習・生活環境の基盤となる普通教室と「教室廻り等」を連続的・一体的な
630 スペースとしての活用できるよう、計画的に整備を進めていくことを望みます。

（イ）特別教室等〔深く、豊かな実体験ができる、専門的機能を有した空間へ〕

特別教室²⁶は、理科教室や音楽教室、図書室など、教科別、用途別などに用意される教室で、実験器具、ピアノ、調理器具、書架など、各教科等の学習活動に特化した設備を
635 恒常的に配置した教室です。

²⁵ 部屋や廊下、ホールなどの壁面の一部を後退させてつくった空間。一部が入り込んで小部屋のようにになっている空間

²⁶ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室が示されている。

守口市立の小学校には、おおむね全校に理科教室、音楽教室、図画工作室、家庭科教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室があり、一部の小学校に、生活科教室、外国語教室、視聴覚教室があります。中学校には、全校に理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭科教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室があります。

【理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科教室等】

理科教室、音楽教室、図画工作・美術教室、技術教室、家庭科教室等は、各教科の特性に応じた個性的なつくりによって、学習環境の質的向上を図っていくことが必要です。そして、子どもたちが、各教科等の学習活動、とりわけ実験・観察、実習、実習など、豊かで深い実体験ができるよう、最新の実験設備や実験器具などを整備し、その機能を充実していくことが求められています。

特に、各学校で使われる実験・観察の器具、標本などの教材は、子どもたちの教育効果を高め、学習理解を助ける上で極めて重要であり、国の「教材整備指針」²⁷を踏まえて、機能別に必要な品目や数量を着実に整備していくべきです。

理科教室においては、子どもたちが、観察、実験を通して、自然の事物・現象に対する概念や原理・法則の理解、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能などを身につけることが重要です。理科教室を使用する際には、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設け、問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを充実することが大切です。このため、理科の学習内容である、エネルギー、粒子、生命及び地球について、必要な計量器、実験機械器具、野外観察調査用具、標本、模型等を欠くことなく整備することが必要です。また、事故の防止、薬品の管理や廃棄物の処理などにも留意することが必要です。

音楽教室においては、子どもたちが、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むことが重要です。音楽教室は、良好な音響的環境となるよう空間の形状を計画するとともに、遮音性能についても十分に確保する必要があります。子どもたちによる歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージや観覧席を設けるとともに、必要に応じて、個人練習やグループ練習がで

²⁷ 義務教育学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料として示したもの（1,295品目）。令和元（2019）年の改訂で、プログラミング教育用ソフトウェア、3Dプリンター、複合機など近年の技術革新、新学習指導要領、学校の働き方改革に対応し、充実

きる広さを確保することが望まれます。また、音楽科の内容である歌唱、器楽、創作及び鑑賞の領域について、鍵盤楽器及び電子楽器、打楽器、弦楽器、管楽器、和楽器、世界の諸民族の楽器及び音楽関係ソフトウェア等を計画的に整備することが必要です。

670 図画工作教室や美術教室においては、子どもたちが、感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を育成し、生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習を行うことが重要です。表現活動の内容に応じた適切な大きさの机等を活動しやすい間隔で配置したり、平面的作業を行う空間と立体的作業を行う空間とに区分したりすることも望まれます。また、工作用の機械等を安全に利用できるような動作空間や、十分な数の水栓、流し、水切り等を利用しやすいよう設置することも大切です。アトリエのように安定的な採光や自由に汚せる床仕上げ、展示ギャラリーを備えることも望まれます。

680 家庭科教室、技術教室においては、子どもたちが、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を育成することが重要です。小学校の家庭科及び中学校技術・家庭科（家庭分野）の内容である、家族・家庭生活、衣食住の生活、消費生活・環境について、学習内容、編成する集団の数、規模等に応じ、設備・機器等を必要な間隔で適切に配置することのできるような面積、形状等を計画することが必要です。中学校技術・家庭科（技術分野）の内容である、材料と加工の技術、生物育成の技術、エネルギー変換の技術、情報の技術について、子どもたちが個別に作業を行ったり、工作用の機械等

685 を利用したり、作業内容に応じて安全な作業ができるような十分な広さと配置を工夫することが必要です。標本・資料、工具・機器のほか、各種工作機械等を計画的に整備、更新するとともに、安全な環境の整備に留意することが必要です。

また、これらの特別教室と併設して、器具や薬品などを適切に管理したり、教師が教材の研究を行ったりする、教科準備室も整備していくことが大切です。

690

これらの特別教室は、当該教科の学びを豊かにするために、教科の特性を踏まえた機能を充実していくことはもとより、それは教科専用の教室としてではなく、他の教科の学習でも、その学習内容や活動形態に応じて、柔軟に使用できるようにしていくことも求められます。

695 特別教室廻りにも、普通教室廻りと同様に、多目的スペースやアルコーブ空間を配置し、実験や実習器具、標本、楽器や作品など、子どもの興味を引き出す具体物、教材、作品、資料、図書やPCなどの学習メディアを、オープンに並べたメディアコーナーを設えることが重要です。具体物や教材などが子どもの目に触れやすく、興味を引きやすくすることで、日常的で気軽な立ち寄りや利用が進み、気軽な学びにつながります。

特別教室の配置については、全国の先進的な取組として、全ての教科での専用の教室を設け、子どもたちが授業毎に教室を移動する形態（「教科教室型」²⁸と呼ばれる）を採用する学校もあり、教育委員会としても、体験を重視した学習内容の高度化や、各学校における特別教室の利用実態等を踏まえながら、将来の特別教室の在り方について研究を深めていく必要があります。

【図書室、コンピュータ教室等】

図書室（学校図書館）²⁹は、子どもたちの「読書センター」や「学習・情報センター」の機能を持ち、学校教育の中核たる役割を果たしています。今後、子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かしたり、子どもたちの自主的、自発的な学習活動や読書活動を推進したりしていくために、図書室の計画的な整備が重要です。

各学校では、「学校図書館図書標準」³⁰に定められた蔵書数の確保及び更新、利用時間の拡大、主権者として必要な資質・能力を身につけるために重要とされている、新聞の配備（小学校2紙、中学校3紙）など、子どもたちが利用しやすい、図書室の機能を充実していく必要があります。

図書室の配置については、学習メディアの集積拠点として、気軽に随時利用できるような学校の中心に、校内の至る所からの視認性の高い空間として、開放的に計画することが望まれます。また、校内のメディアコーナーにも図書を展示したり、図書室だよりを掲示したりして、子どもたちを図書室に誘う工夫も大切です。

コンピュータ教室や視聴覚教室は、従前は、子どもたちがコンピュータを使ったり、教育映画やビデオ等を視聴するための役割を担っていましたが、今日、子どもたち1人1

²⁸ 日本においては、大半の小・中学校においては、子どもたちは一日の大半を教室で過ごし、主に実技を伴う特定教科において教室を移動する形態（「特別教室型」と呼ばれる）が採られている。一方の「教科教室型」では、「〇年〇組」といった教室を持たずに、ホームルーム活動もいずれかの教科教室で行い、子どもたち用の休憩所兼ロッカーである「ホームベース」を設けている学校もある。

²⁹ 学校図書館法の規定により、学校図書館は、すべての学校（小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に置かなければならないものとされており、学習指導要領においても、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、子どもたちの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが記述されている。

³⁰ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたもので、学級数ごとに蔵書冊数が示されている。

例：小学校（18学級の場合） 10,360冊 中学校（15学級の場合） 12,160冊

725 台がタブレット端末を使って、校内のどこからでも Wi-Fi を経由してインターネットにアクセスしたり、普通教室の大型提示装置で動画教材等を視聴できるようになり、その役割が変わりつつあります。

730 今後、コンピュータ教室等は、他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、自由度の高い空間として捉え直し、中学校技術・家庭科（技術分野）の学習内容をはじめとした、個別の端末では性能的に実現が困難な 3D プリンタやロボット、高画質映像や仮想空間の編集などが可能な高性能なコンピュータ等を配備し、プログラミングラボや

735 デザインラボとして活用したり、子どもたちが映像コンテンツ製作・編集やオンライン配信のためのスタジオとして活用したりできるよう、必要な機材等を整備することが考えられます。

また、コンピュータ教室等は、図書室に隣接して配置されることが多いことから、対話形式や調べ学習、グループ学習、ICT を活用した学習、交流活動などの多様な学習形態

（ウ）多目的教室 [多様な学習集団、学習活動に柔軟に対応できる空間へ]

740 多目的教室³²は、十分な広さを有し、他の教室との役割分担及び機能的な連携を図りながら、学習内容・学習形態等に応じて、複数の学級が合同で学習活動を行うことができる、学習空間です。

しかしながら、本市では、普通教室を転用した教室が多く、複数の学級が合同で学習活動を行ったりする十分な広さを有していないことや、児童クラブ等の他用途で常時使用している例もあり、多様な学習活動を行う環境は十分とは言えません。

745 今日、学校の教育活動全体で、子どもたちの『主体的・協働的で深い学び』を実現していくためには、こうした多目的教室の役割を一層発揮していくことが求められています。

750 今後、多目的教室を整備するに当たっては、十分な面積を確保し、教材等の整った環境で多様な活動形態を展開できる、質の高い学習空間とするとともに、多様な学習活動に柔軟に対応できるよう、例えば、作業台等の家具、床仕上げ、防音性、設備など、汎

³¹ 自学やグループ学習などの利用目的や学習方法に合わせ、図書や ICT を活用し、人的な支援を含めた総合的な学習環境のこと

³² 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、「複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるもの」

用性を持たせる工夫を行うことが考えられます。

特に、STEAM 教育に代表されるように、教科間の横断や協働によって、新たな学びの領域や学習方法が生まれることが予想されることから、多目的教室に止まらず、理科教室や美術教室等の特別教室や教室廻りの多目的スペースを一体的に、STEAM 教育ゾーンとして使用できるよう、平面的・立体的にまとめて配置し、相互に開放し連続する計画が有効で、学びの自由度と質の向上が期待されます。

また、守口市の自然、文化や歴史等を学ぶことができる展示スペースや、茶華道を体験することができる和室空間などを整備し、子どもたちが郷土や日本の伝統文化を尊重する態度を育んでいくことが期待されます。

760 加えて、休憩時や放課後も、いつでも誰もが自由に使える場とすることで、自学、異学年や地域との交流の場などの居場所となることも望まれます。

(エ) 保健室、ランチルーム、調理施設等 [子どもたちの健康を支える空間へ]

765 保健室、ランチルームなど、共通の学習・生活空間についても、利用方法等を考慮し、適切な規模のスペースを適切な位置に配置していくことが大切です。

【保健室】

保健室は、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置などを行う目的で設置し、保健について専門的な立場である養護教諭が、健康診断、安全検査、保健衛生に関する啓発、救急措置などに当たり、日頃から子どもたちの学校生活を保健の面から支えています。

770 今後、保健室を整備する際には、柔軟に対応し、ベッドを配置する空間を適切に区画することのできる面積、形状等とすることや、救急搬送のために、屋外と直接出入りすることのできる場所に配置することが重要です。また、「保健室の備品の例」(公益財団法人日本学校保健会)等を参考にしながら、ベッド・寝具類、救急処置用寝台、身体計測機器、検査器具、医薬品、生理用品などを配備していくことが求められています。

775

【ランチルーム、調理施設】

本市の学校給食は、小学校及び義務教育学校さつき学園では自校調理方式、中学校では、家庭からの弁当等持参か給食かを自由に選択し、給食を希望する日を事前に申し込む選択制を採っています。学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることだけではなく、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うことや、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うことなど、大きな意義を有しています。

780 守口市では、徹底した衛生管理の下、毎日の献立を工夫しながら、安全でおいしい学校給食の提供に努めています。令和3(2021)年度には、小学校等では、世界の料理をテ

785 ーマにアドボ（フィリピン）、ムケッカ（ブラジル）、アイントプフ（ドイツ）、ベナチン（ガンビア）などの新しい献立を開発し、子どもたちに好評を博しました。中学校では、平成 29（2017）年度から、大阪国際大学と連携し、同大学短期大学部栄養学科の学生が開発した 4 種類の献立を全 7 中学校に提供しています。

790 こうした学校給食のための調理場については、効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、床を乾いた状態で使用するドライシステムにしたり、空調設備を整備したりすることが必要です。ランチルームについては、食事形態に応じたゆとりある食事を可能とする家具を弾力的に配置することのできる面積、形状等とすることが重要です。

795 また、子どもたちが休み時間等で、気軽に休憩や談話等に利用することのできるようラウンジや小空間等や、必要に応じ学習や生活に弾力的に利用したりすることのできる、教室の前庭や教室と連続したテラス等のゆとりの空間を各施設廻り等に確保することなど、その他の学習・生活空間についても、今後検討していく必要があります。

（オ）運動施設等 [運動の楽しさや喜びを味わい、豊かに実践できる空間へ]

800 運動施設については、教科体育、体育的行事、部活動のほか、儀式的行事や各種集会での利用も念頭に、安全管理面に十分留意しつつ、同時使用学級数に留意した十分な広さを確保することが必要です。

【屋内運動施設（体育館）】

近年の温暖化や新型コロナウイルス感染症拡大も踏まえ、一年を通して、通風、換気及び自然採光を十分確保することが必要です。

805 子どもたちの学習環境向上面はもちろんのこと、災害時の避難所機能の向上面からも、夏季及び冬季に適切な室温等を確保するための空調設備を計画に整備することが重要です。

810 また、スポーツを「する、みる、支える、知る」等の多様な関わり方や、運動やスポーツの価値を理解するために、子どもたちが、多様なスポーツ種目を体験することが重要であり、体づくり運動、器械運動、球技、武道、ダンスなどの内容に応じて、必要な用具等を着実に整備していくことが必要です。

【屋外運動場】

815 球技等の実施に必要な面積・形状等のフィールド等、また、陸上競技の実施に必要な規模のトラック、直走路等を確保するよう計画ことが求められます。

プールについては、近年の異常気象や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、夏季の水泳学習が困難な状況が続いています。水泳は、全身の持久力や身体の調整力等を養う運動であると同時に、水の危険から身を守る、極めて重要な運動であることから、子

820 どもたちの水泳学習の充実を図るため、他の自治体で導入が進んでいる、民間の屋内温
水プールと連携し、年間を通した、専門の水泳指導員と協力した授業についても研究し
ていくことが有意義です。

これらの運動施設については、学校開放等における地域住民の利用や、地域との連携、
交流の場としての活用を含め、利用目的等に応じ、ステージ、観客席、更衣室、給水・
手洗い、トイレなど必要な設備・施設を計画することも重要です。

825

(カ) 職員室等 [子どもたちの学びを支える、効果的・効率的な教職員の執務環境へ]

こうした個別最適な学びと協働的な学びを実現するためにも、授業を行う教室はもと
より、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、
様々な校務等を行うことができるよう、教職員の執務環境としてふさわしい基本的な機
能を確保することも大切です。

830 特に、統合型校務支援システム³³の導入・運用は、教員の多忙化を解消し、教育の質の
維持向上を図る観点から有効と考えられ、全国の学校現場での導入が進んでいます。本
市でも平成 26 (2014) 年度に運用を開始し、教職員による学校・学級経営に必要な情報
や児童生徒情報の一元管理、共有が可能となり、結果として教員が子供と向きあう時間
を確保し、「教育の質的向上」につなげることができます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン授業やリモートワーク等が円滑
に実施できる空間や設備を整備するなど、学校の ICT 環境の効果的・効率的な活用が求め
られてきており、今後、より使いやすいシステムとなるよう、学校現場のニーズを踏ま
えたカスタマイズや計画的な更新を行っていくことが必要です。

840 職員室については、教師一人につき一台の事務机が学年や教科、校務分掌ごとにまと
まり、固定され、全ての教育的・事務的な執務を行うといった従来の限定的で機能混在
型の職員室の見直しを図ることが望まれます。

845 今後、ICT の進展と活用や場の共用化によって使えるスペースの拡張、機能別の分節化
が可能となるため、執務や活動の内容や状況に応じて、自由に場を選択できるフリーア
ドレス化への転換を検討すべきです。そうすることによって、執務や作業に加えて、随
時、気軽に話し合いや交流や休憩などができ、作業効率の向上はもちろんのこと、教師
間のコミュニケーションや協働が容易になることが望まれます。

また、近年、教育課題が複雑化、困難化する中、学校の事務をつかさどる学校事務職

³³ 「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学
籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だ
けなく、メールや掲示板などのグループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼
ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステム

850 員が、学校の庶務、各種調査の取りまとめ、学校予算の編成・執行など、校務運営に大きな役割を果たしています。守口市では、各校に事務職員を配置するほか、第一中学校に「守口市共同学校事務室³⁴」（旧称：学校事務支援センター）を設置し、学校事務の共同実施を推進しています。こうした学校事務の質的向上を図るため、事務職員に対する研修機会の充実とともに、事務室についても、業務の内容に応じ、効率的に作業を行うために必要となる空間の面積、形状等としていくことが求められます。

855 さらに、学年や教科等を越えた横断的な観点で学校全体を運営していくことや、支援スタッフの参画等、多様な人材による「チーム学校」として学校運営を進めていくことが求められていることから、多くの関係者と連携・交流ができる空間なども整備することが望まれます。

【提言】主体的・協働的で深い学びの推進

- ◎ 普通教室、特別教室、多目的教室の機能を充実させるとともに、様々な学習形態で学ぶことができる教室廻りを整備するなど、学校施設全体を学びの場として創造
- ◎ 特に、子どもたちの学習環境及び避難所機能の向上面から、屋内運動場への空調設備について、早期に整備指針を策定し、計画的な整備を推進

860

³⁴ 守口市では平成 21（2009）年に学校事務支援センターを設置し、全国に先駆け、学校事務の共同実施を実施。令和 4（2022）年 4 月、守口市共同学校事務室に改組し、市立学校 21 校を 3 つのブロックに分け、業務改善や標準化による学校事務の効率化、事務職員研修の企画等を充実。

(2) 情報通信技術を活用した学校教育の質的向上

ア 子どもたちの情報活用能力の育成

865 私たちの生活に情報通信技術が浸透し、今後、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉え、判断し、情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいく力が求められ、子どもたちが情報活用能力³⁵を身につけていくことが極めて重要になっています。

870 また、今日、子どもたちがプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動が取り入れられ、小・中学校の教育課程に、プログラミング教育が位置付けられています。

875 守口市では、大阪電気通信大学と連携し、大学と錦小学校をビデオ会議システムで接続し、大学教授等の遠隔教育によるプログラミング教育を実践研究してきました。理科の授業では、フローチャートを用いて6つの水溶液の見分け方を考えたり、算数の授業では、スクラッチ（Scratch）で三角形・四角形を拡大・縮小した図を描いたりする学習を行っています。このほかに、例えば、錦小学校では、プログラミング的思考を学び、実際にドローンを動かす学習などを行っています。

880 教育委員会では、情報活用能力の要素を発達段階に応じた具体的な能力指標を示した系統図を作成していますが、各学校で、子どもたちの情報活用能力の育成が着実に図られるよう、発達段階や教科等の特性に応じた、情報活用能力育成の好事例を収集し、情報共有していくべきです。

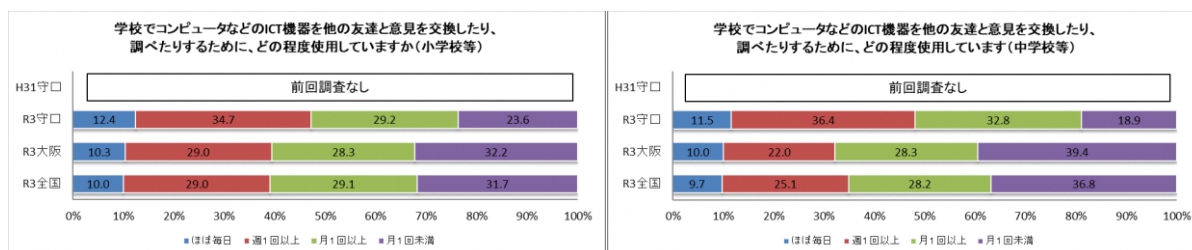
(ア) 1人1台端末の整備

885 令和3（2021）年度から国のGIGAスクール構想³⁶に基づき、子どもたちが1人1台のタブレット端末を活用した学習活動が本格的に開始しました。全国学力・学習状況調査結果でも学校の授業で「コンピュータなどのICT機器を、他の友達（生徒）と意見を交換

³⁵ 学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの。学習指導要領では、情報活用能力を、言語能力や問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付け。

³⁶ 国が掲げた、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる、教育ICT環境の実現する施策。全国の小・中学校等に1人1台端末が整備。Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）

したり、調べたりするために、どの程度活用していますか」の質問に対し、守口市の児童生徒は、「ほぼ毎日」又は「週1回以上」と回答した割合の合計が小6で50%以上、中3で40%以上と、全国平均を大きく上回り、授業でのICT活用が着実に進展しています。
 <全国学力・学習状況調査結果（令和3（2021）年度）>



890 例えば、守口小学校では、企業と連携し、SDGsについて学習し、タブレット端末を使い、温暖化の気候変動を見たり、プログラミング教材を使って温度測定を行ったりする学習活動を行っています。錦中学校では、英語科の授業でスピーチをするスライドを作成し、グループで練習した後に全員がクラスの前でタブレット端末を操作して、相手に伝わるように発表し、英語の質問にも即興で答えるなどの学習活動を行っています。

895

（イ）学習者用デジタル教科書・教材の活用

守口市は、将来の「学習者用デジタル教科書」³⁷の本格的な導入を見据え、全国に先駆け、国の普及促進事業に加え、市独自に、全校に学習者用デジタル教科書・教材を導入し、活用した学習活動を展開しています。学習者用デジタル教科書・教材は、動画や音声等を併せて使用することにより、学びの幅を広げたり、内容を深めたり、子ども一人一人の興味・関心等に応じた学習課題等に取り組むことが容易になることや、デジタル教科書に書き込んだ内容を大型提示装置に提示したり、グループで情報共有したりすることにより協働的な学びが図られることなど、様々な教育効果が実証されています。

900 守口市でも、デジタル教科書・教材を活用した学習についての実証研究を進めており、例えば、金田小学校では、国語のデジタル教科書を活用し、教科書紙面から、本文や挿絵・写真を簡単に抜き出して貼り付け、自分の考えをまとめ、整理した画面をもとに友達と話し合うことで、気づきを広める学習が行われています。

（ウ）オンライン授業の開始

³⁷ 紙の教科書と同一の内容を電磁的記録した教材。拡大、書き込み、保存、音声読み上げ、背景・文字色の変更・反転、ルビなどの機能をもつ。学校教育法が改正され、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することが可能。学習者用デジタル教科書に加え、朗読、本文・図表等の抜き出し、動画・アニメーション、ドリル・ワークシート等の機能を有するデジタル教材の活用も進んでいる。

910 学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、臨時休業や出席停止を余儀なくされ
ましたが、令和2（2020）年5月、長期間の臨時休業中の家庭学習を支援するため、大
久保中学校では、英語や体育の動画コンテンツの作成・配信や、また、よつば小学校で
は、基礎疾患等があるため出席できない子どもに対する授業のオンライン配信などを開
915 始するとともに、出席停止となった子どもに対しても、令和3（2021）年の第1学期以降、
金田小学校などで効果的な実施方法を開発し、他校に情報共有できました。

こうした先行的な取組みを踏まえ、令和3（2021）年度の第2学期以降、全ての市立
学校において、臨時休業や出席停止等でやむを得ず登校できない場合に、ビデオ会議シ
ステム（Zoom など）を活用し、児童生徒が家庭で、授業動画を視聴したり、教師への質
問や相談、同級生との交流などを行ったりするなど、オンライン授業を開始しました。

920

（エ）情報モラルの育成

子どもたちは、スマートフォンや家庭のコンピュータ等を活用し、動画を視聴したり、
SNS やビデオゲーム等を行ったりする時間が増加しており、長時間利用による生活習慣
の乱れ、視力の低下、ICT機器への依存症、SNSを介したトラブルなどが懸念されていま
925 す。

各校では、「タブレット端末使用のルールについて」を作成し、タブレット端末を使用
する際の、健康のための留意点（正しい姿勢、定期的な休息、利用時間等）や、自分や
他人の個人情報を守るためのルール（ID やパスワード保護、インターネット上への書き
込み等）などについて、発達段階に応じて、日常生活の様々な場面で、自分で判断し、
930 責任ある行動ができるように、情報モラルの必要性についての学習を深めています。更
に、通信事業者と協力し、スマートフォンの安全教室を開催したり、教材「SNS ノート
おおさか」³⁸を活用したりして、子どもたちの情報モラルの育成にも取り組んでいます。

イ 今後の学校の ICT 環境整備の方向性

935 今後、子どもたちが情報活用能力を生かし、『主体的・対話的で深い学び』を行って
いくためにも、情報通信技術の進展や子どもたちの利用実態等を踏まえ、以下のような、
学校の ICT 環境を着実に整備していくべきです。

（ア）タブレット端末の更新

³⁸ 令和2（2020）年、大阪府内の松原市、泉南市、守口市の3つの教育委員会、LINE みらい財
団、静岡大学教育学部塩田真吾准教授が協力し、子どもたちの情報モラル育成のための教材を作
成。小学校の低学年、中学年、高学年及び中学校の発達段階に応じた4種類の教材と教師用手引
を作成。子どもたちのタブレット端末に収納し、学校の授業での活用や、家庭で保護者と一緒に
学ぶことが可能。

ICT 機器は、使用期間が長くなれば、OS やアプリケーションの最新版への更新に対応できなくなったり、保存領域や処理速度が不足したりするようになります。また、経年劣化でバッテリー使用時間も短くなることから、計画的に機器を入れ替えていくことが不可欠です。

教育委員会は、端末の入替時期には、子どもたちにとって使いやすい機器を選定できるよう、情報通信技術や機器等に関する最新の動向を把握し、学校現場での利用に必要な仕様等について研究を進めることが不可欠です。さらに、子どもたちは、学校から配付されたタブレット端末のほかに、家庭用のタブレット端末やコンピュータを使って、協働学習やオンライン授業を行うことや、将来は、家庭用のタブレット端末等を学校に持参すること（BYOD：Bring Your Own Device）も進展していくことを見据え、アプリケーションやクラウド環境を利用するためのルールを不断に見直していくことも必要です。

（イ）学習用アプリケーション等の充実

子どもたちが、タブレット端末を使って『主体的・協働的で深い学び』を進めていくためには、様々なアプリケーションを用意することが肝要です。文字・音声・画像・動画の入力及び編集、シミュレーション、協働学習、交流、発表など、様々な学習活動ができる、操作性の良い、共通アプリケーションとともに、学習者用デジタル教科書・教材、地図、辞書・事典、資料集、測定器など、教科等の特性に応じた学習用アプリケーションを、充実していくことが必要です。

教育委員会は、全端末に共通して格納するアプリケーションだけでなく、学校や学年代階などで特定のアプリケーションを格納できるよう、柔軟なアプリケーション管理を行っていくことが望まれます。

（ウ）情報通信ネットワークの増強

情報通信ネットワークについては、多数の端末の同時接続、高画質・大容量データ利用（動画コンテンツ、オンライン授業）が進展し、ネットワークが混雑し、授業中にながりにくい状況も生じています。平日の時間帯ごとのデータ通信量や通信速度等を不断に検証しながら、次世代の移動通信システム（ポスト 5G/6G）の動向も見据えつつ、情報通信ネットワークを増強していくとともに、子どもたちが、普通教室だけでなく、特別教室、ラーニングスペース、屋内運動場、校庭や屋外運動場、校外学習など教室外のあらゆる場所からもアクセスできるよう、アクセスポイントの増設や、校外学習等でも利用できるよう、端末の通信機能（cellular モデル、又は携帯型の Wi-Fi ルーターなど）についても検討していくことが必要です。

(エ) 教育データの活用、校務の情報化等の推進

975 子どもたちの利用以外でも、個人情報適切に管理した上で、学習に関する記録や健康データなど、様々な情報を一元的に管理、分析し、PDCAサイクルの基礎データとして、子どもたちの学習指導や、学校の教育活動についての企画立案、実施、評価、改善に役立てていくことが大切です。例えば、自動採点、成績処理、家庭との連絡、施設・設備・備品の管理など、校務の情報化をはじめとする、教育のデジタルトランスフォーメーション（DX）³⁹を推進していくことが必要です。

特に、教育データの利用については、これらのデータをもとに、一人一人の子どもの状況を多面的に確認し、学習指導・生徒指導・学級経営・学校運営など教育活動の各場面において、一人一人の力を最大限引き出すためのきめ細かい支援を可能とすることが期待されています。

985 特に、子どもたちが自身の学びや成長の記録を振り返り、強みや弱点を把握し、学習を補ったり、興味ある分野への学びを深めたりすることに繋げていくことが重要です。

その際、個々の子どもの学びによる変容を記録し、活用していく観点から、定量的データ（テストの点数等）だけではなく、定性的データ（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）を蓄積することが必要とされています。

990 また、学習履歴（スタディ・ログ）だけではなく、生活・健康面の記録（ライフ・ログ）、教師の指導・支援等に関するデータ（アシスト・ログ）等の履歴データを活用することなど、子どもたちの状態を正確に把握するために、多面的なデータの活用が有用であるとされています。

こうしたことから、教育委員会は、教育データの収集、管理、運用についての指針を取りまとめるとともに、教育データに基づく、授業改善や政策立案（Evidence-Based Policy Making）を着実に推進していくべきです。

(オ) 先端技術を活用した学習についての開発

1000 情報通信技術の急速な進展に伴い、VR/AR⁴⁰、ロボット技術、IoT⁴¹、ビッグデータ、センシング技術などの先端技術を教育分野に活用する可能性が広がってきていることを踏

³⁹ 学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること

⁴⁰ シミュレーションした環境で現実の環境を拡張する技術（AR）や環境全体をシュミレーションし、ユーザーの世界を仮想的な世界に置き換える技術（VR）

⁴¹ 様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。英）Internet of Things

まえ、これらの先端技術を積極的に導入し、学校教育の質的向上を図っていくことが重要です。

1005 例えば、AR については、現実世界に様々な情報が付加され、リアルタイムで提供されることで、子どもたちが興味を引いたものに対してすぐに必要な情報が提供されること
1010 や、VR については、通常では経験できないことを疑似体験させることで、言葉や映像を通じた指導だけよりも、現実感をもった経験をすることでより効果的な学びを得ることが期待されています。さらに、オンライン上に構築された仮想空間（メタバース）で、自分の分身（アバター）を用いたコミュニケーションや経済活動等も行われるようになってきており、子どもたちが仮想空間で、全国や海外の子どもたちや大人と交流したり、意見交換や議論をしたりする日も遠くはないと思います。

センシング技術については、センサー（感知器（マイクも含む。))を用いて、発話量や視線などのデータを自動的に収集することにより、協働学習中の子どもの学ぶ姿勢や集中力等についてデータに基づく指導を可能にすることが期待されています。

1015 これらの先端技術はまだ開発途上のものですが、今後、急速に実用化が進むとともに、学校教育の質的向上に大きな期待が寄せられており、教育委員会としても、これらを活用した学習指導の研究開発を進めていくべきです。

教育委員会は、学校教育の情報化の推進に関する法律を踏まえ、子どもたちの情報活用能力の育成、ICT 環境の整備等についての基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定し、学校教育の情報化を強力に推進していくべきです。

1020 今後、全国の標準的な整備水準の達成を目指すといった、追随型ではなく、先端技術を活用した指導方法の開発などに積極的に取り組み、未来の ICT 教育の在り方を守口市から発信・提案したり、子どもたちの中から、将来、ICT を活用して地球規模の課題解決に従事する人材を輩出したりできるよう、世界に誇れる、先導型の守口の ICT 教育を目指してほしいと思います。そのためには「個別最適化された学び」や「STEAM 教育」等といった、GIGA スクール構想に基づいた ICT の特性を活かした新たな学びを推進することが望まれます。

【提言】情報通信技術を活用した学校教育の質的向上

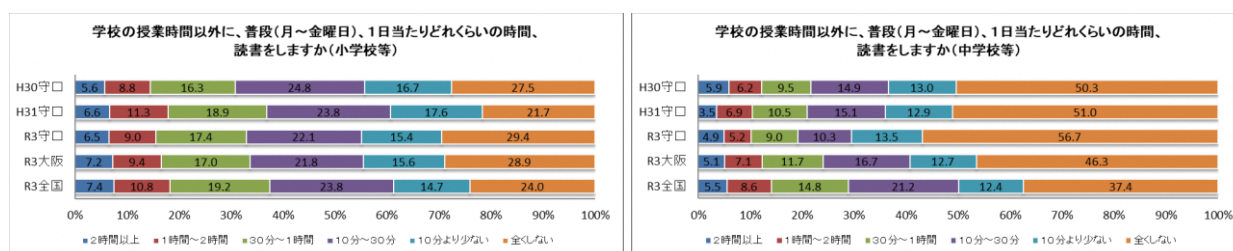
- ◎ 子どもたちの発達段階を踏まえた、情報活用能力、情報モラルを系統的に育成
- ◎ 「守口市学校情報化推進計画」を策定し、学校の ICT 環境の整備、教員の ICT 活用指導力の向上などを着実に推進するとともに、先端技術を活用した学習方法等の開発やデータ活用による教育の質的向上等で、世界に誇れる守口市の ICT 教育に

(3) 読書活動の推進 「読書ゼロ」の解消

1030 読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

1035 守口市の子どもたちは、学校の授業時間以外に普段（月曜日から金曜日）1日の読書を「10分以上している」と回答した割合は、全国を大きく下回り、「全くしない」割合が全国と比べて高い傾向がみられました。「読書は好き」との肯定的な回答は、小学校等で全国を上回り、中学校等で大きく下回り、昼休みや放課後、本を読んだり、借りたりするために学校図書館に「ほとんど、または、全く行かない」と回答した児童生徒の割合は全国と比べて大きな差がみられました。

<全国学力・学習状況調査結果（令和3（2021）年度）>



1040 こうしたことから、市立学校では、現在、朝読書の時間を設け、読書を習慣化する取り組みを行うとともに、例えば、八雲小学校ではボランティアによる朝の読み聞かせや「クリスマスおはなし会」を続け、本が好きになって、自分から図書室に来る子どもが増えたり、さくら小学校では、学校司書が2年以上かけて伸ばした髪を寄附したエピソードを添えて、ヘアドネーション⁴²に関する図書を紹介したりするなど、子どもたちが本を

1045 読んでみたいと思うよう、様々な工夫を重ね、たくさんの種類の本を紹介しています。

学校図書館は、読書活動や児童生徒への読書指導の場、主体的・対話的で深い学びの場としての、学習センター及び情報センター、という役割を担っています。

1050 守口市では、「第2次守口市子ども読書活動推進計画」（令和2（2020）～6（2025）年度）に基づき、守口市立図書館、学校図書館、関係機関が連携し、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を推進しています。特に、令和2（2020）年6月に開館した守口市立図書館は、児童書を増やしたり、読書通帳を導入したりして、子どもたちも利用しやすくなっており、平日夕方や休日などは、多くの子どもたちが集い、学校単位で来館する機会も増えています。

教育委員会は、子どもたちの読書活動を推進していくために、学校図書館法で、専ら

⁴² 小児がんや先天性の脱毛症、不慮の事故などで頭髪を失った子どものために、寄付された髪の毛でウィッグを作り無償で提供する活動。

1055 学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならないとされていることや国の『第6次学校図書館図書整備等5か年計画』（令和4（2022）～8（2026）年度）等に基づき、学校司書を全校に配置するとともに、蔵書のデータベース化やネットワーク化などを早期に実現していくべきです。さらに、学校図書館が、子どもたちが日常的に滞在したくなる魅力的な空間として、環境整備していくことも重要です。

【提言】読書活動の推進 「読書ゼロ」の解消

- ◎ 子どもたちが本に手を伸ばすよう、学校図書館の機能を向上
[学校司書を全校に配置、電子図書を含む蔵書数増、蔵書のデータベース化やネットワーク化など]
- ◎ 読書ゼロの解消に向けて、学校、家庭、地域、市立図書館が連携し、読み聞かせや読書活動を推進

1060

（4）義務教育をすべての人に実質的に保障するための施設環境

誰一人取り残さない教育を実現するために、障害⁴³のある子どもたち、不登校の子どもたちなど、様々な教育的ニーズを抱えた、多様な子どもたちにきめ細かな支援を行うことが不可欠です。子どもたち一人一人に応じた学びを豊かにしていくとともに、必要な学習活動を行うための施設、設備、教材業具などの学習環境を着実に整備していくことが求められています。

1065

ア 障害のある子どもたちに対する支援

近年、小学校等に就学する、障害のある子どもたちが増加し、市内の小学校等には、特別支援学級⁴⁴を設置したり、通級による指導（通級指導教室）⁴⁵を開始したりするなど、

1070

⁴³ 「障害」の表記については、国際的に、障害の捉え方が大きく転換したこと（従前の、個人の心身機能が原因【医学モデル】から、障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因【社会モデル】に転換。社会の「障害」を取り除き、共生社会の実現を目指す考え方。）を踏まえるとともに、条約や法令等の表記に従って、本答申では、固有名詞（施設名）を除き、「障害」に統一して表記。

⁴⁴ 小学校及び中学校に、教育上特別な支援を必要とする子どもたちのために置くことができる学級。通常学級に準じた教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るための指導「自立活動」を行う。学級編制の標準は8人。小学校教諭又は中学校教諭（教科別）の教員免許があれば指導できるが、特別支援学校教諭を保有することが望ましい。

⁴⁵ 小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある子どもたちに対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態。

特別支援教育の充実に取り組んでいます。

特に、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システム⁴⁶の理念や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）等の施行を十分に踏まえ、障害のある子どもたちが、自立し社会参画できるよう、障害のない子どもたちと共に学ぶことを大切にしながら、子どもたち一人一人の状態等に応じた学習内容や学習・指導方法の工夫を行っています。

1075 実際の支援に当たっては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」⁴⁷を作成・活用し、校内体制を中心に、家庭、医療、福祉、特別支援学校、支援団体等との連携を密にし、組織的・継続的な支援を行っています。

1080 また、障害の状態の変化や、子どもたちや保護者の意向も踏まえ、小・中学校と特別支援学校の間で、柔軟に就学先を変更できるようにしています。

（ア）特別支援学級の教育課程編成〔社会との関わりの場で学びを深める〕

1085 特別支援学級に在籍する子どもたちが、これからの社会に必要な資質・能力を身につけていくために、社会との関わりの場で学びを深めていくことが極めて重要です。

例えば、樟風中学校の特別支援学級（愛称「風の杜」かぜのもり）では、在籍している子どもたちが、各教科の学習において、スモールステップで習得できるように、一人一人に応じた学習支援や活動を工夫したり、生活の自立、コミュニケーション力をつけるなど「生きる力」の育成を目指し、「風の杜カフェ」などの職場体験実習や季節の行事などを通じて、小集団で子どもが持っている力を発揮できるように工夫したりしています。

1090 今後、子どもたちが地域の方々を接客する機会を設けたり、自分たちの作品展示や収穫物の販売を行ったりする学習活動などは、とても有意義であり、これまで以上に、子

⁴⁶ 国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において提唱された概念。平成 24（2012）年、国の中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意し、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかを最も本質的な視点としている。

⁴⁷ 障害のある子どもたちなどについて、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で子どもたちへの教育的支援を行うために作成する計画「個別の教育支援計画」と個々の子どもの実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの「個別の指導計画」。

どもたちの発達段階や、学校や地域の特色を生かして工夫していくことが大切です。

1095 特別支援学級では、基本的に、小・中学校の各教科等を学びますが、知的障害を伴う場合には、特別支援学校⁴⁸（知的障害）小学部・中学部の各教科等に替えて学習することが可能で、実際に、特別支援学校（知的障害）用教科書で学んでいる子どもたちもいます。

1100 (イ) 自立活動の充実

[主体的に可能な限り自己の力を発揮し、より良く生きようとするために]

「自立活動」⁴⁹は、障害がある子どもが自立を目指して、学習活動を行う時間で、国語や算数などの「教科」と「自立活動」の違いは、「教科」は子どもたち全員が学び、「自立活動」は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在籍又は通級による指導を受ける子どもたちが学ぶという点です。

また、「教科」は、その目標や内容、標準時間数を学年ごとに定められ、所定の教科書を使って学びますが、「自立活動」は、子どもたち一人一人の学習上や生活上の困難さを踏まえ、卒業までにどのような力をどこまで育むかを設定し、優先的に学習する項目を組み合わせる学習内容を決定する点も大きな特色です。

1110 「自立活動」は、障害のある子どもたちにとって、きわめて重要な学習活動であり、何より、子どもたち一人一人に合わせた、オリジナルな学習を保障するために、各学校では、全教職員で、「自立活動」を学習する意義、子どもたちの実態把握から、指導すべき課題の整理、具体的な目標や内容の設定、学習評価までの流れ、を十分に共通理解する必要があります。

1115

(ウ) 発達障害のある子どもたちに対する支援

[各教科等の資質・能力を育成するための、通常学級での工夫]

⁴⁸ 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、小学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るため、きめ細かな指導を行う学校。障害種別の特別支援学校教諭免許状を有した教員による、専門性の高い指導と、少人数の学級編制が特色。（小学部・中学部において6人、重複障害児童生徒の場合は3人）

⁴⁹ 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的とした、指導領域。特別支援学校学習指導要領では、内容として「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6区分27項目が示されている。

1120 発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなど一人一人様々な苦手がありますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい面があります。時には、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。このため、子どもたちの学習面や行動面を観察し、早期に発見し、支援に取り組んでいくことが大切です。

1125 併せて、発達障害のある子どもたちは、通常の学級で、各教科等の学習を行うため、各教科等の授業において、一人一人の特性に応じた配慮を工夫することが極めて大切です。例えば、文字を追えなかったり、行を飛ばし読みしたりして、まとまった文章を読むのが難しい子どもや、文章を読むことに時間がかかり、周囲のスピードについていけない子どもは、文字の形や大きさを認識することが難しいことが背景として考えられることから、学習者用デジタル教科書やマルチメディアデイジー教材⁵⁰等を活用し、原因毎
1130 の対応（文字の拡大、ルビ（各学年段階に設定可）、読み上げハイライト（スピードの変更可）、背景や文字のカラー変更、分かち書き、縦書き／横書きの変更など活用することが有効です。体育・保健体育の授業で、勝敗を受け入れることが難しい子どもは、勝敗にこだわりが強かったり、あるいは自己を肯定する気持ちが弱かったりなど、対人関係や社会性に課題があることが考えられることから、あらかじめ勝ったり負けたりしたとき
1135 の態度を約束事として決めたり、気持ちの切り替えができるよう短時間のゲームを複数回行うように工夫したりすることが考えられます。

こうした一人一人の困難さに着目し、その原因を把握し、各教科等の授業において、具体的な学習活動に即して、困難さに応じた配慮を工夫することが大切です。

1140 **（エ）ICTの活用によって障害のある子どもたちの無限の可能性を引き出す**

《学習支援機器、教材等の活用》

障害のある子どもたちの教材は、これまでも各教員等の創意工夫により、紙や具体物を活用して作成した教材から、ICTを活用した多機能支援機器まで、様々な教材や支援機器が活用されています。

1145 特に、障害の状態や特性やそれに伴う学びにくさは多様で個人差が大きく、「個別最適化した学び」を保障し、子どもたちの無限の可能性を引き出していくために、教材や支援機器は不可欠です。

身体障害による学習上の困難をもつ子どもたちにとっては、補助具として、知的障

⁵⁰ 通常の教材と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声シンクロ（同期）させて読むことができるもの

害や発達障害による学びにくさやコミュニケーションの困難をもつ子どもたちにとって
1150 は、理解や意思表示を支援する道具として、ICT 機器の活用はきわめて有効です。

このうち、(2) の (イ) でも述べた、学習者用デジタル教科書は、視覚障害や学習障
害などをもつ子どもにとっては、拡大表示、画面の白黒反転、音声読み上げ、ハイライ
ト表示等の機能は非常に効果的です。

今後、子どもたち一人一人の、障害の状態や特性やそれに伴う学びにくさに応じて、
1155 従来の教材に加えて、ICT を活用した支援機器や教材、アプリケーションの機能などを積
極的に活用していくべきです。

《療養中の子どもたちに対する遠隔授業》

平成 30 (2018) 年より、小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養の
1160 子どもたちに対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信
し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合 (同時双方向型授業配信)、校長は、指導
要録上出席扱いとし、学習成果を当該教科等の評価に反映することができることになり
ました。今後、市立小・中学校等においても、在籍する子どもたちが、病院や自宅等で
療養する際に、ICT 環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を行っていくこ
1165 とが望まれます。

(オ) 校内指導体制の構築、指導力の向上 [全教職員で子どもたちを支える]

人的な面では、特別支援学級の担任、通級指導教室担当の教諭については、義務教育
標準法に基づいて、児童生徒数から算出される教諭数を配置していますが、このほか、
1170 守口市では、市費で、特別支援教育支援員やスクールヘルパーを配置し、子どもたちの
学習や学校生活をきめ細かく支援しています。また、子どもたちの中には、医療的ケア⁵¹
を必要とする子どもがいるため、本市では「医療的ケア児及びその家族に対する支援に
関する法律」施行以前より、看護師を配置しています。

特別支援教育の実施に当たっては、全教職員による組織的な体制と、各教員の指導力
1175 の向上が不可欠であり、毎年、大学教授や特別支援学校教諭を招聘し、支援教育講演会、
支援教育コーディネーター研修会、支援学級担任研修会、支援教育夜間懇談会 (教職員
及び保護者対象) を開催しています。

⁵¹ 医事法等に基づき、医療関係の資格を保有しない者は医行為 (医師の医学的判断及び技術をも
ってするのでなければ、人体に危害を及ぼすおそれのある行為) を行うことができない。医行為
のうち、たんの吸引・経管栄養等の 5 つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定
された場合には、学校の教員も実施可能。

(カ) 交流及び共同学習 [共生社会の実現を目指した、心のバリアフリーの推進]

1180 小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有します。

1185 例えば、錦小学校では、大阪府立守口支援学校との間で、日常的に、交流及び共同学習を実施しているほか、各小学校でも、同校区在住で府立特別支援学校に通学する子どもたちとの交流を行うとともに、毎年6月、市内小・中学校と近隣の特別支援学校の子

1190 どもたちが参加する「なかよし運動会」も開催しています。八雲東小学校では、総合的な学習の時間や道徳科において、障害者スポーツの一つであるボッチャの体験や、「点字」について学び、身近な場所で点字が扱われている所を発見したり、実際に点字を打ち、読んでもらい、交流したりしています。庭窪中学校では、東京2020パラリンピック競技大会に日本代表として出場した選手を招き、子どもたちが、車いすバスケットボールを体験し、障害のある方への見方や接し方を大きく変えるきっかけとなりました。

1195 今後、交流及び共同学習については、音楽、図画工作、美術、体育などの教科や、学校行事、給食、部活動、自然体験活動、ボランティア活動など、交流及び共同学習の実施教科を拡大したり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりしていくべきです。

1200 また、特別支援学校の子どもたちに限らず、障害者スポーツや障害者文化芸術を体験したり、地域の障害者と交流したりすることも、共生社会の実現のために有意義であり、今後、守口市内で、こうした取組が活発化することを期待します。

(キ) 基礎的環境の整備 [重度・重複障害の子どもたちも迎えられるために]

1205 現在、各学校には、在籍する、多様な障害のある子どもたちが、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、これまでも、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター等について計画的に整備を進めてきました。

今後も、既存の学校施設も計画的にバリアフリー化を推進するとともに、子どもたちの発達、障害の状態及び特性等に応じた学習ができる、施設・設備などの基礎的な環境を整備していくことが重要です。

1210 令和3(2021)年4月に利用開始した、さくら小学校の新校舎には、多様な学習活動ができる十分な広さを確保した特別支援教室、教室に隣接するトイレやシャワー設備、興奮した子どもがクールダウンできる「リフレッシュルーム」を設置しています。

教育委員会は、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等が

異なり、全ての障害種に対応した施設・設備をあらかじめ整備することは困難ですが、特別支援学校や全国の小・中学校等での導入事例なども参考にしながら、多くの子どもたちが快適に学べる環境の実現を目指していくべきです。

さらに、今後、重度・重複障害の子どもたちが就学することや、異なる障害種の子どもたちが一緒に学校生活を送ることも想定して、学習方法や学習環境の在り方を考えていくことも大切です。

また、異なる障害種の子どもたち全員が、円滑に学校生活を送れるような、調和のとれた学校施設を計画していく必要があります。

【支援学級教室の配置と計画】

管理諸室廻りなどの普通学級から隔絶された場所ではなく、普通学級との容易な往来やスペースの相互利用を高めるために、日常的な交流が可能な位置として、普通学級に隣接・近接し、いくつかのまとまりにして分散した配置とすることが望まれます。

また、多様な活動や学習形態の展開、具体物の活用、個性や能力に応じ、学びの個別化や個性化を充実させるためには、動的と静的、個別と集団、落ち着きと賑やかさなど多様な場が必要です。

【提言】障害のある児童生徒に対する支援

- ◎ 今後、多様な障害の種類や程度をもつ子どもたちが就学することを前提に、一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、教員や特別支援教育支援員の配置、校内体制及び関係機関等との連携体制の整備、研修会の開催など、各学校の特別支援教育を充実
- ◎ 障害の特性に応じた教材・教具、専用の学習空間等を着実に整備
- ◎ 共生社会の実現を目指し、交流及び共同学習を充実し、障害者理解学習や心のバリアフリー学習を推進

1230

イ 日本語指導が必要な外国籍の子どもたちに対する支援

国際化の進展等に伴い、日本語指導が必要な外国籍の子どもたちが増加し、公立学校に多数在籍するようになってきました。子どもたちの母語は多様化し、守口市内でも散在化の傾向がみられ、どの学校にも在籍しています。私たちの社会は今後ますます国際化が進展していく中で、国籍に関係なく、すべての子どもたちが、教育を受ける機会を保障していかなければならないと思います。

外国籍の子どもたちの中には日常的な日本語の会話はできていても、学習に必要な日

1240 本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じる場合もあり、日本語の習得は、子どもたちにとって、高い障壁となっています。また、日本の学校や生活への適応、将来の進路（日本に定住又は帰国）など、大きな不安を抱えている子どもたちに、私たちは、寄り添って支援していくことが大切だと思います。

各学校では、日本語指導が必要な外国籍の子どもたちに対して、様々な支援を行っています。例えば、守口小学校では、日本語指導加配教員が中心となって、習熟度に応じた日本語指導のほか、学習や学校生活に適應できるよう、子ども本人や保護者に対する
1245 きめ細かな支援を行うとともに、対象者が在籍する他校へも巡回指導を行っています。

他の子どもたちに対しても、日本に帰国した子どもや外国籍の子どもの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することを大切にしています。

1250 今後、日本語指導が必要な外国籍の子どもたちへの支援を充実していくために、「日本語通級指導教室」⁵²を設置し、子どもたち一人一人の日本語能力に応じて、学校生活に適應するための日本語能力や日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力を系統的に指導することが求められます。

1255 特に、日本語指導については、子どもたちが、日本語の「話す」「読む」「書く」「聴く」の4技能それぞれについて、今何ができて、何ができないかを確認する「学習目標項目例」を設定し、日本語指導が必要な外国籍の子どもたち一人一人に作成している、日本語指導の「個別の指導計画」の中に取り入れていくことが重要です。

1260 教育委員会は、日本語通級指導に係る特別な教育課程の編成、系統的な日本語指導、日本語指導教員及び支援員の配置や通訳派遣などの指導・支援体制、保護者からの相談窓口など、各学校の取組みへの支援を充実していくべきです。併せて、施設設備、教材の面では、子どもたちが日本語や日本の生活や文化などを学ぶ教材や、これらの機能を備え、個別又は小集団による指導も可能な空間を整備していくことが求められます。

【提言】日本語指導が必要な外国籍の子どもたちに対する支援

- ◎ 「日本語通級指導教室」を設置し、子どもたち一人一人の、日本語能力に係る「学習目標項目例」を設定し、系統的に指導
- ◎ 学習や学校生活に適應できるよう、子ども本人や保護者に対するきめ細かな支援

⁵² 小・中学校の通常の学級に在籍する、日本語指導が必要な児童生徒に対して、学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な、日本語の指導を行う指導形態

ウ 不登校の子どもたちへの支援

1265 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国的にも、守口市においても、不登校の人数・割合ともに増加傾向が続き、特に、新型コロナウイルス感染症が拡大した、令和2（2020）～3（2021）年度間は、一層の増加がみられました。

1270 不登校⁵³の要因・背景は「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業の不振」など様々であり、一層多様化・複雑化しているという指摘もあります。

1275 不登校の子どもたちへの支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、子どもたちによっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクも存在します。こうしたことから、子どもたちが、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、子どもたちを見守り、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行うことが大切です。

1280 守口市は、不登校の子どもたちに対して、教育相談、別室学習（保健室、相談室及び学校図書館など）、適応指導教室「ふれあい教室」での学習、民間学習施設での学習、自宅への訪問指導など、子どもたちの不登校の事由や現在の状況等に応じた支援を行っています。

≪「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的な支援≫

1285 不登校の子どもたちに対する効果的な支援を充実するためには、校長のリーダーシップの下、コーディネーターの役割を果たす教職員を中心に様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要です。また、予兆への対応を含めた初期段階からの早期支援が重要であり、アセスメント（見立て）やその後の教育相談においても、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは大きな役割を果たします。

1290 こうしたことから、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、子どもや保護者と話し合い、「児童生徒理解・支援シート」を作成し、必要に応じて、適応指導教室、医療機関、児童相談所等の関係者間での情報共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要です。

⁵³ 生徒指導調査においては、「不登校」は連続又は断続し年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義。なお、「不登校」以外の長期欠席の事由として、病気、経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避など

1295 加えて、不登校が生じないよう、いじめや暴力行為等の問題行動を許さない学校づくり、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、子どもたちの学習状況等に応じた指導・配慮、将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり、そして、保護者・地域住民等の連携・協働体制を強固なものにし、魅力あるよりよい学校づくりを進めていくことが必要です。

1300 **《不登校の子どもたちの多様な学びの場の確保》**

不登校の子どもたちの学びを支えるために、一人一人の不登校事由や意向等を踏まえ、教育相談、別室学習（保健室、相談室及び学校図書館など）、適応指導教室「ふれあい教室」での学習、民間学習施設での学習、自宅への訪問指導など、連続した学びの場を提供することが重要であり、今後、これらの機能を充実していくことが求められます。

1305 このうち、フリースクールなどの民間学習施設は、不登校の子どもたちに対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式（講義形式）による学習などを行っている施設も多く、各校に在籍し、不登校となった子どもたちの中には、隣接市の民間学習施設に通っている子どもたちも一定数いると考えられます。こうした民間学習施設は、子どもたちにとっての、安心して過ごすことのできる
1310 居場所として、学びの場として、大きな役割を果たしています。

こうしたことから、学校、教育センター、適応指導教室は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが重要であり、教育委員会は、民間学習施設への視察や意見交換、連携協議会の設置など、日頃から積極的に情報交換や連携することが望まれます。学校や教育センター等にとっても、民間の団体等の
1315 ノウハウを活用し、今後の不登校支援の充実に役立てることが期待されます。

不登校の子どもたちの中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭に引きこもりがちであるため、十分な支援が行えず、学習の遅れなども、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。このような子どもたちに対して、一定の要件を満たし、ICT等を活用した学習を指導要録上出席扱いとすることが
1320 できることから、この制度を積極的に活用し、不登校の子どもたちが学習する機会を充実していくべきです。

学校の施設面でも、子どもたちの要望等を大切にし、スクールカウンセラー等の助言も踏まえて、教育委員会は、学校内に教育相談室や個別学習室などを整備し、教室に入れない子どもたちの学びの空間を確保していくことが必要です。

1325

【提言】不登校児童生徒への支援

- ◎ 子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、一人一人の不登校事由や意向等を踏まえ、民間教育施設（フリースクール等）とも連携し、多様な学びの場を提供
- ◎ 不登校の子どもたちに対する ICT 等を活用した学習も積極的に導入
- ◎ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談等を充実するとともに、学校内に教育相談室や個別学習室などを整備

エ 特異な才能のある子どもたちの学びの充実

1330 今日、同年齢の子どもたちの中で、知能や創造性、芸術、運動、特定の学問の能力（教科ごとの学力等）など、「特異な才能のある」子どもたちに対する、学校における適切な指導・支援が議論されるようになってきています。最近の研究によって、特異な才能のある子どもたちの認知や発達の特長として、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、高い身体的活動性、過敏な五感などや機能間の発達水準に偏りがあることなどが挙げられています。

1335 特異な才能のある子どもたちの興味・関心に応じた取組や学校に馴染めない子どもたちの才能を引き出すためのプログラムを提供する取組みを行っている、大学や民間事業者、地域の施設、NPO 等と教育委員会、学校が連携していくことも有意義です。

教育委員会は、今後、認知や発達の特長に起因する学習上の困難への支援、学校内の環境整備、学校外の学びの場の提供などといった支援の在り方について、検討していくべきです。

【提言】特異な才能のある子どもたちの学びの充実

- ◎ 特異な才能のある子どもたちに対する支援について研究を深め、大学や民間事業者等と連携し、学びの場の提供や学習上の困難への支援

1340

オ 義務教育未修了の学齢を超過した者への支援（夜間学級の振興）

1345 夜間学級は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）に掲げられた、年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、義務教育未修了の学齢を超過した者が、その能力に応じた教育を受ける機会を確保し、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるようにするという理念を実現するとともに、義務教育を修了した方にも学び直しの機会として、大切な学びの場です。

さつき学園の夜間学級には、日本、アジア、南米、アフリカなど10ヶ国以上の、15歳から80歳代までの生徒が、一人ひとりの学習状況や社会的経験に合わせて、教科の学習のほか、生徒会活動や学校行事など、一緒に学び、学校生活を送っています。

また、年間を通して、さつき学園の1～9年生の子どもたちとの交流や、市内外の小・中学校、高等学校の子どもたちが訪問し、世代を超えた交流を通して、双方が「学ぶ意義」を再確認するなど、計り知れない大きな教育効果をあげています。

教育委員会は、夜間学級に在籍する生徒の学習・学校生活を豊かにしていくために、様々な学習活動ができる学習スペースや、食事や交流スペースなど、施設環境の機能を向上させていくことが重要です。

今後、入学希望者の増加予想も見据え、大阪府や近隣自治体とも協議し、夜間学級の収容定員枠や費用負担の在り方についても、引き続き検討していくことが必要です。

【提言】夜間学級の振興

◎ さつき学園夜間学級は、様々な事由で義務教育を修了できなかった者に学ぶ機会を保障するという重要な役割を担うことから、今後も、その取組を広く情報発信

◎ 多様な学習活動ができる学習スペースや、食事・交流スペースなど、施設環境の機能を向上

1360 カ 性同一性障害や性的指向・性自認⁵⁴に係る、きめ細かな対応

性同一性障害に関しては、社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、近年、学校においても、性同一性障害に係る子どもたちが、安心して快適に学校生活を送れるよう、学校生活を送る上で特有の支援が必要な支援を行うことが広がっています。

こうしたことから、各学校では、子どもたちが自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合や、保護者が、その子どもの性同一性に関する悩みや不安等を受容していない場合もあることに留意しながら、その際、悩みや不安を抱える子どもたちの良き理解者となるよう努めるとともに、学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さないことが大切です。

その上で、子どもたちが自認する性別や呼称を名簿上扱うことや、自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認めること、職員トイレ・多目的トイレの利用を認めること、

⁵⁴ 性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識（「性自認」）が一致しないため、社会生活に支障がある状態、「性的指向」とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされている。Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI」との表現もある。

体育又は保健体育において別メニューを設定することなどが考えられます。

教育委員会は、各学校において、性同一性障害の子どもたちへの支援が行えるよう、教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての理解や具体的な支援方法等を深めるための研修会の開催や、子どもたちが相談しやすい相談窓口を設けるなどの取組を行っていくべきです。

1375

【提言】性同一性障害等に係る、きめ細かな対応

- ◎ 性同一性障害等に係る子どもたちや教職員に対して、安心して快適に学校生活を送れるよう、きめ細かな支援
- ◎ 周囲の子どもたち、教職員、保護者が、性同一性障害や「性的マイノリティ」について正しく理解し、尊重する態度を育成するための理解啓発や研修等を実施

キ 児童虐待、貧困、ヤングケアラーの子どもたちを、社会全体で守る

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

1380 しかし、近年、児童虐待を受けている可能性がある子どもたち、貧困状態で育った子どもたち、家族を介護する子どもたちなど、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を受けている子どもたちの存在が顕在化してきており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

1385 児童虐待については、①身体的虐待、②ネグレクト（養育の怠慢・拒否）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待（大阪府独自）と分類されますが、子どもたちの心や身体に深い傷を残し、時に生命さえも脅かす、重大な人権侵害であり、法律上も禁止されている許されない行為です。近年、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けています。また、虐待を行っている保護者は、「しつけのため」などと思い込み、虐待であることを自覚していない場合が多い
1390 ことも指摘されています。

貧困問題については、日本では、7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われ、毎日の衣食住に事欠く状態（「絶対的貧困」）とは異なりますが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向（「相対的貧困」⁵⁵）にあることが指摘されています。また、近年の各種調査・分析

⁵⁵ 子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合を指し、国民を可処分所得の順に並べ、その真ん中の人の半分以下しか所得がない状態を「相対的貧困」と呼び、親子2人世帯の場合は月額およそ14万円以下（公的給付含む）の所得しかないを指摘。

1395 から、家庭の経済格差が子どもの認知・非認知能力格差に大きな影響を与えていることも明らかになってきました。

ヤングケアラーの問題については、家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、ヤングケアラー自身の育ちや学びに大きな影響を及ぼしています。

1400 しかしながら、家庭内のデリケートな問題であることなどから、公的な機関等へ相談しにくく、表面化しにくい構造であることも指摘されています。

児童虐待、貧困、ヤングケアラーの問題について、学校に期待される役割は、子どもたちの変化に気付き、これらの問題をできるだけ早く発見し（早期発見）、様々な悩みや不安を抱えた子どもたちに寄り添い、励まし（教育相談）、十分な学びができるよう（学習保障）、支援していくことです。

1405

これらの問題を根本的な解決していくためには、子どもと保護者への支援体制を確立することが必須であり、守口市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会等）や大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）への相談を勧めたり、深刻な事態の際には躊躇せずに通告したりすることが重要です。

1410 社会全体で、こうした子どもたちを守っていくために、学校がプラットフォーム（窓口）の役割を果たすことが重要であり、教育委員会は、学校に対して、児童虐待、子どもの貧困問題、ヤングケアラーの問題などについて教職員の理解を深めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制を充実し、さらに、福祉、医療などの関係機関や民間の支援団体等と連携を強化していくべきです。

1415

1420

1425

2. 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保できる学習環境

1430 学校において、子どもたちが生き生きと活動し、学べるようにするためには、その安全確保が不可欠の前提となります。子どもたちの安全を脅かす事故等の発生に備えて、適切な危機管理体制を確立しておくことが重要です。

また、子どもたちが生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような、自身の安全を守るための資質・能力⁵⁶を身につけさせることも大切です。

1435 現在、市立学校においては、「学校防災マニュアル」や「危機管理マニュアル」等を策定し、不断に見直しながら、市役所（危機管理）、消防、警察、医療等の関係機関や地域住民と連携し、学校の安全体制を構築しています。

1440 国の「学校安全の推進に関する計画」も踏まえながら、今後想定される自然災害や火災への備え、感染症の拡大防止、事件事故の防止などに適切に対応できるよう、学校の施設面でも計画的に整備していくべきです。

(1) 自然災害、火災等への備え

ア 地震、台風、大雨等への備え

1445 学校施設の老朽化は、今後起こり得る災害や危機等によって受ける影響も大きくなることから、従来の事後保全の施設維持管理ではなく、計画的な予防保全型の施設維持管理を行い、安心して学び、集うことができる学校を実現することが重要です。

1450 学校施設は子どもの学びの場であると同時に、災害時には地域住民の避難所としての役割も持ち、その安全性の確保は極めて重要です。これまでも学校施設の耐震補強などが進められ、守口市立学校の耐震化率は100%に達しています（令和3（2021）年度）。

しかし、平成30（2018）年6月の大阪府北部を震源とする地震ではブロック塀の倒壊により人身被害が生じるなど、近年の大規模な地震では、建物の柱・梁などの構造体以

⁵⁶ 国の「学校安全の推進に関する計画」（令和4～8（2022～2026）年度）では、発達の段階に応じて、子どもたちの能力を育むことが求められている。

i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること。

iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること。

外の部位による被害が発生しています。

1455 地震時の安全確保のためには、施設の管理者である学校設置者が、学校施設の非構造部材等の耐震点検を、学校、設計実務者等の専門家や関係部署と連携しつつ、責任をもって実施することが不可欠です。

1460 各学校では、施設を日常的に使用する者として、異常を早期に発見するための点検を行い、書棚・家具等の壁・床への固定、警報装置や情報機器等の作動、避難経路・避難場所、避難時に持ち出す物品等を確認するとともに、地震時に迅速かつ適切な避難ができるよう、学校防災に関する計画及び対応マニュアルを不断に見直し、家庭、地域、関係機関と連携した実践的な避難訓練を行い、防災体制を強化していくことが重要です。

1465 また、台風・大雨がもたらす洪水・浸水害や土砂災害などは、注意報・警報などの防災気象情報が発表され、あらかじめ情報に基づいて対応できるようになっていっていますが、近年は、突発的なゲリラ豪雨など、急激な気象状況の変化が災害をもたらす事例も発生しています。また、雷や竜巻・突風などは、局地的に発生するため予測が非常に難しく、身近な前兆現象を基に判断する必要があります。

大雨による浸水害などの危険がある場合は、こうした情報を的確に収集し、始業時刻の繰り延べ、授業打ち切りなどの措置を取ることが必要です。

1470 イ 火災等への備え

各学校では、消防計画を定め、防火対象物や消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・自主点検、義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）、避難経路の確保、などを毎年行っていますが、今後、スプリンクラーや泡消火設備、防火戸・防火シャッター、屋内誘導灯などを計画的に整備、管理することが必要です。

1475 また、危機への備えとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）を介して、市の防災行政無線や携帯電話のエリアメール・緊急速報メールで、メッセージが流れることを想定し、そういった場合にすみやかに行動を取るため、訓練などを通して、子どもたちが迅速に行動できるよう、指導することも重要です。

【提言】自然災害、火災等への備え

- ◎ 学校防災に関する計画及び対応マニュアルを不断に見直し、家庭、地域、関係機関と連携した実践的な避難訓練を行い、防災体制を強化
- ◎ 警報装置、消防用設備、屋内誘導灯、緊急連絡用の情報通信機器、非常持出セット等の整備

1480

(2) 感染症対策

今日、地球規模で新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機に直面し、日本においても、令和2（2020）年3月からは、感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られ、約3カ月もの長期にわたって子どもたちが学校に通えない状況が生じました。令和3（2021）年12月現在でも、変異株による感染再拡大によって、子どもたちの出席停止や、当該学校・学年・学級の一定期間の臨時休業を行わざるを得ない状況が続いています。がこの前例のない状況の中で、各校では、子どもたちの学習機会の保障や心のケアなどに力を尽くしています。

守口市では、臨時休業等については、国が示した「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」や「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」等を踏まえ、市としての「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」及び「守口市立学校における児童生徒・教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を策定し、これらに基づいて、子どもたちや教職員に感染者が発生した場合に、迅速に臨時休業措置を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止の観点から、国が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」や大阪府の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル〔市町村立学校園版〕」等を踏まえ、市としての「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する留意点」を作成し、各学校では、これらに基づいて、教育活動における感染防止に取り組んでいます。

各学校では、健やかに学習・生活できる衛生環境の整備を行うとともに、臨時休業中における子どもたちに対する生活指導、学習指導（オンライン授業を含む）及び保健指導を適切に行い、授業を再開する場合には、子どもたちの欠席状況、感染状況等をよく把握し、健康管理を徹底しています。

また、子どもたちが新型コロナウイルス感染症をはじめとする、様々な感染症の予防について正しく理解し、感染症に関連する差別や偏見についても考え、適切な行動をとれるよう、指導を行っています。

今後、新たな感染症対策の観点からも、感染拡大期に学級を分割して授業を行うことができるなど、これまで以上に余裕のある教室数や広さの確保とともに、学年で活動を行えるような多目的室などの広い空間の確保が必要です。

さらに、空気環境等測定におけるAIセンサーの導入など、子どもたちが安心して学習・生活できるような感染予防のための環境や、オンライン授業に必要な設備等（モニター、カメラ、マイク、スピーカー等）もの充実していくことが必要です。

- 1515 新たな変異株の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響は数年続くと考えられており、感染症に対する医学的知見、国や大阪府の方針、地域の感染状況等を踏まえながら、学校における感染拡大防止と子どもたちの学習機会の保障のために、守口市の「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」や「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する留意点」等についても不断に見直し、迅速かつ適切に対応できるようにしていく必要があります。

【提言】感染症対策

- ◎ 子どもたちが様々な感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、指導の充実
- ◎ 感染再拡大に備えた、感染予防のための設備・備品等の常備、感染拡大期における、人と人との間隔の確保や、分割授業を実施可能な空間の確保
- ◎ 「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」や「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する留意点」等の不断の見直し

(3) 事件・事故等への対応

ア 傷病者発生時の対応

- 1525 学校の管理下において事件・事故災害が発生した際には、学校及び教育委員会は、子どもたちの生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、子どもたちに対する心のケア、保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められます。

- 1530 また、これらの傷病者発生時に適切に対応できるよう、保健室の機能向上を図ることが重要です。保健室は、休養や処置のために柔軟に対応できる面積を確保し、健康に関する情報を発信するなど、健康教育の中心となるようにするとともに、児童生徒のカウンセリングのために、落ち着いた空間を確保することが重要です。

- さらに、児童生徒の出欠状況や健康観察、健康診断票、保健室来室管理等の保健系機能を有する統合型校務支援システム等を活用できる環境を整備していくことも重要です。

1535

《熱中症の防止》

近年、学校における熱中症事故は、毎年 全国で 5,000 件程度発生（独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度による医療費を支給した件数）し、気候変動の影響を考慮すると、今後も災害級とも言える暑さが懸念されます。

- 1540 特に、体育等の授業や運動部活動を行う際の指針としている「熱中症予防運動指針」

(公益財団法人日本スポーツ協会)では、熱中症による死亡事故が発生する可能性について、暑さ指数(WBGT)が21~25を「注意」(積極的に水分補給)、25~28を「警戒」(積極的に休憩)、28~31を「厳重警戒」(激しい運動は中止)、32以上を「運動は原則中止」とされています。

1545 各校では、体育等の授業の前や運動会・体育祭などの前や活動中に、定期的に暑さ指数(WBGT)を計測し、これらの指針を参考に危険度を把握し、熱中症のリスクが高い活動の中止や制限など、適切に対応を講じています。

しかしながら、夏期の体育科の授業や部活動などは、子どもたちにとって極めて大切な学習活動であり、夏期においても、これらの活動を中止したり制限したりせずに、熱中症のリスクを低減し、安心して学習活動ができるよう、子どもたちの学びを保障するという観点が重要です。

1550 教育委員会は、ウォータークーラーの設置とともに、教室等への空調設備の整備を進め、他市に先駆けて、普通教室に加え特別教室へ整備しました。今後は、夏季における体育等の授業や運動部活動を止めない観点から、屋内運動場への冷暖房設備の導入について、断熱性など省エネ性能の向上のほか、二酸化炭素濃度低減など良好な室内環境の確保のための適切な換気方法についても検討し、推進していくことが不可欠です。

《食物アレルギー・アナフィラキシーの防止》

1560 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、すべての子どもたちが給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。

守口市では、平成27(2015)年に「食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、基本的な考え方や実際に起きた事故やヒヤリハットの事例もあげて、学校での食物アレルギー事故防止に取り組んでいます。例えば、梶小学校では、校内アレルギー対応研修を実施し、食物アレルギーについての基礎知識のほか、アナフィラキシーショック⁵⁷が発生した際の対応や除去食を接食している子どもたちの確認を行うとともに、具体的対応を段階的に周知しています。同研修では、前年度に、除去食で対応していた子どもが授業で発表していた動画を活用し、子どもの立場からその実態を詳細に学び、緊急時に、全教職員が冷静に対応できるようにしています。

1570 今後は、安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーの子どもを受け持つ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとしたすべての教職員、調理場及び教育委

⁵⁷ 薬や食物が身体に入ってから、短時間で起きることのあるアレルギー反応。じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に発症。血圧低下や意識レベルの低下(呼びかけに反応しない)を伴う場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。

員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、組織的に対応することが不可欠で、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財団法人日本学校保健会）に基づく対応の徹底、教職員に対する研修の充実、緊急時におけるエピペン（アドレナリン自己注射薬）の活用、関係機関との連携体制の構築が重要です。

1575

《交通事故発生時等》

各学校では、守口警察署の協力を得て、交通安全教室を開催し、通学路の安全については、グリーンベルトを順次設置するほか、保護者や地域の協力を得て、登下校時の見守り活動などを行っています。

1580

今後、道路管理者や警察署とともに、通学路における合同点検を行い、危険・要注意箇所をリストアップし、ソフト面・ハード面での安全対策を講じていくことが重要です。

また、事故発生時は、保護者や教育委員会へ第一報の報告に加え、事故現場に急行し、負傷者の対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗し搬送先に同行したりすることもあることから、緊急対応マニュアルの作成及び訓練がきわめて重要です。

1585

イ 犯罪被害等の防止

学校の安全管理を推進するためには、施設・設備面における対策とともに、教職員の意識向上を含めた学校の管理運営面での対応や、学校と保護者や地域の関係機関・団体等との協力体制が不可欠です。

1590

各学校では、校門の施錠やインターフォンの設置のほか、小学校では、子どもたちに防犯ブザーを持たせたり、地域やPTAによる登下校時の見守り活動を行ったりしています。

子どもたちの防犯に対する意識を高めるために、守口警察署が大阪国際大学と協力して作成した防犯動画「みんなで覚えよう！5つのお約束！！」も各学校で活用されています。

1595

特に、全国からも注目されている取組みとして、令和3（2021）年に開校したさくら小学校の新校舎は、大阪府警察守口警察署大枝交番と一体的に整備しました。

今後、全ての学校において、敷地境界、敷地内の建物で教職員の目の届きにくい場所に、防犯監視システムや通報システムを導入し、犯罪等の抑止効果を含め、学校施設の防犯機能を高めていくべきです。

1600

また、学校を開きながら、地域や職員などの「人の目」によって、学校を守ることも大切です。今後はコミュニティ・スクールの定着により、学校と地域の連携が深まり、地域が学校に出入りする機会が多くなります。

地域住民にとって、明快で入りやすい動線と気軽に立ち寄ることのできる地域の居場

- 1605 所を計画することで学校の安全（セキュリティ）確保を図ることができます。
 そのためには、学校敷地や校舎のすべてに地域が自由に立ち寄りできるのではなく、下記のようなセキュリティに段階性を持たせたエリア区分が必要です。

【エリア区分例】

一次セキュリティゾーン	地域の誰もが自由に立ち入ることのできるエリア (例) 外部から自由に入ることができるまちかど広場 (地域の居場所、学校への入り口という複数の機能をもつ)
二次セキュリティゾーン	セキュリティチェックを経由して立ち入ることのできるエリア (例) 図書室、ランチルーム、多目的室、特別教室等
三次セキュリティゾーン	基本的には、子どもや教職員以外の者が立ち入ることのできないエリア (例) 普通教室、職員室等

- 1610 一次・二次・三次セキュリティゾーンは、各々まとまりがあるとともに、相互に隣接、重層する計画とし、視線が通りやすく様子が視認しやすいようなゾーンの境界が求められます。併せて、子どもや教職員の学校内外の主要動線と地域がアクセスする際の動線とを明確に分離し、地域専用の出入り口を確保することで、チェックとセキュリティゾーンを明確化することができます。

- 1615 一方、セキュリティゾーンをどの範囲に設定するかは、学校の地域利用に対する考え方や運営方法、地域との関係や協働活動の実践状況、セキュリティチェックの方法などによって異なります。

- 1620 今後の地域との協働活動の進展に伴い、地域が立ち入るエリアや頻度が拡張され、普通教室廻りでも日常的に協働活動等が展開されることもあり得るとして、将来に渡っての連携を見通した計画が求められます。

【提言】 事件・事故等への対応

- ◎ 敷地境界、敷地内の建物で教職員の目の届きにくい場所に、防犯監視システムや通報システムを導入
- ◎ 子どもたちの通学路の安全も含めた、学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携した、事件・事故や犯罪の未然防止
- ◎ 防犯の向上と地域との協働が両立できる学校のセキュリティゾーンの計画

(4) 自他の生命を大切にする

1625 ≪自分の生命を大切にする≫

子ども一人一人が自他の生命の大切さを実感し、共によりよく生きようとする力を育成することがきわめて重要です。

例えば、錦中学校では、創立以来、『自己を含めた、全てのものの生命を尊重する人間の育成』を掲げ、毎年、全学年の総合的な学習の時間で『いのちの学習』に取り組み、令和3(2021)年度は、『みんな違ってみんないい』と題した講演を聴き、「自分の当たり前と他人の当たり前は違う」「一人ひとりのふつうが違うことが『普通』」「少し見方を変えたり、ちょっとした工夫で人の役に立ったり、楽しい関係を作ることができる」など、について考える学習を行っています。

子どもたちが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにする「SOSの出し方に関する教育」が重要であり、校内研修等を通して、全ての教職員がその目的や内容を理解できるようにしていくことが大切です。

また、子どもたちが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて育成していくことが重要です。

≪いじめの防止≫

1645 いじめは、どの子どもにも起こりうるし、被害者にも加害者にもなりうるという認識を持ち、子どもたちの尊厳が守られ、子どもたちをいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが重要です。

子どもたちに対しては、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進によって、子どもたちの社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要です。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していきける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることも大切です。

1655 守口市では、教育委員会が策定した「守口市いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応

マニュアル」を基に、各学校において「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止対策委員会を中心に保護者とも連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、いじめ相談窓口、いじめへの対処等に努め、学校を挙げて取り組んでいます。

1660 今後とも、子どもたちが、いじめを「人間として絶対に許されないこと」と理解し、いじめを許さない学校づくりを進めていくことが必要です。

【提言】自分の生命を大切にする教育の充実

◎ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

◎ いじめは「人間として絶対に許されないこと」を徹底し、いじめを許さない学校づくり

IV 子どもたちが社会性を育み、協働できる学校を目指す

1665

1. 集団生活や教科指導が可能な学校規模・配置の最適化

(1) 適正規模・適正配置についての基本的な考え方

ア 国における考え方

1670 子どもたちが、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、法令上、学校規模の標準は、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」を標準とし、「義務教育学校」の標準規模は、「18 学級以上 27 学級以下」とされています。

1675 また、通学距離については、小学校にあっては概ね 4 km 以内、中学校及び義務教育学校にあっては概ね 6 km 以内とされています。

こうした考え方の下、子どもたちが集団で学べる環境を維持するために、国は、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会に対し、学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めてきました。

1680 (ア)「学校の小規模化」の課題

1 学級の規模（1 学級当たりの児童生徒数）が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになる、といったメリットもありますが、学校全体で考えると、学級の数が増え、12 学級未満になると、下表のような課題が深刻化するというデメリットもあります。

1685 こうしたことから、子どもたちにとって望ましい学習環境を維持するためにも、適正規模に近づける方策を検討することが求められています。

【子どもたちへの影響】

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい など

【学校運営上の課題】

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約、部活動の種類が限定
- ・少人数指導、ティーム・ティーチング等、多様な指導形態ができない
- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置ができない
- ・教職員一人当たりの校務負担が大きい など

また、中学校では、教職員定数の関係で教科別の免許を持つ教員を配置できなくなり、子どもたちの各教科の学習に影響を及ぼすことも懸念されます。

1690 さらに、小規模化が進み、各学年の子どもの数が減少した場合、複式学級（二つの学年で編制する学級）になることも考慮しなければなりません。

他方、クラス替えには、次のような教育的な意義があります。

【クラス替えの意義】

- ・子どもたちが多様な意見に触れることができる
- ・新たな人間関係を構築する力を身につけることができる
- ・クラス替えを契機として、子どもたちが意欲を新たにすることができる
- ・学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ・学級の枠を超えた習熟度別指導や、学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態ができる など

1695 **(イ)「学校の大規模化」の課題**

新たな都市計画や住宅開発等によって、地域によって、子どもの数が急激に増加する場合があります。学校全体での学級数が、25 学級以上になると、次のような課題が深刻化するというデメリットがあります。

【子どもたちへの影響】

- ・学校行事等において、係や役割分担のない可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる
- ・集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくい
- ・同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、子ども同士の人間関係が希薄化
- ・特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなり、学習活動や学校生活が著しく制約される

【学校運営上の課題】

- ・教員集団として、子どもたち一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが難しい
- ・学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解・意思疎通を図る上で支障が生じる場合がある など

1700

1705 こうしたことから、子どもたちにとって望ましい学習環境を維持するためにも、①学校の分離新設、②通学区域の見直し、のほか、③学校施設の増築、④学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、学年団の機能を高める観点からミドルリーダーの役割を果たす教員を配置すること、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった方策を検討することが求められ、特に、31 学級以上の「過大規模校」については、速やかにその解消を図るよう求められています。

イ 守口市における取組み

1710 守口市では、これまで、概ね 10 年ごとに、守口市新しい学校・園づくり審議会に対して諮問し、子どもの数等の増減の見通し等を踏まえ、市立小・中学校の適正規模・適正配置等について検討を行ってきました。

直近では、平成 22（2010）年 2 月、審議会として答申（以下「22 年答申」）を取りまとめ、「22 年答申」の提言内容を踏まえ、平成 24（2012）年 3 月、「守口市学校規模等適正化基本方針」（以下「基本方針」）を策定し、小規模校等の統合等を行いました。

1715 「22 年答申」及び「基本方針」で掲げられた、規模適正化や学校配置の考え方は、以下のとおりです。

《規模適正化の考え方》

	小規模校	適正規模を下回る 準適正規模校	適正規模校	適正規模を上回る 準適正規模校
小学校	8 学級以下	9～11 学級	12～18 学級	19～24 学級
中学校				19～21 学級

8 学級以下の小規模校については早期に規模適正化を図る

1720

《学校配置の考え方》

- 小規模校の規模適正化を進める場合には、その良さを生かし、校区を分割し隣接校区に編入するのではなく、校区全体を統合
 - 大規模集合住宅建設等で児童生徒数が増加する地域は学校間の距離や通学上の安全性を考慮し、地域・保護者の理解を図った上で、一部校区の見直しについても検討
 - 条件が整えば縦の統合を行い小中一貫校として学校規模を確保
- 1725

こうした考え方を基に、具体的な規模適正化として、次の統合の検討が提言されました。

1730

○ 小規模校の規模適正化を図る統合

- ・ 守口市立三郷小学校と守口市立橋波小学校の統合
- ・ 守口市立寺方小学校と守口市立南小学校の統合
- ・ 守口市立第二中学校と守口市立第四中学校の統合

1735

- ・ 守口市立滝井小学校と守口市立春日小学校を統合し、守口市立第三中学校と施設一体型の小中一貫校を設置

○ 老朽化等教育環境整備を図る統合

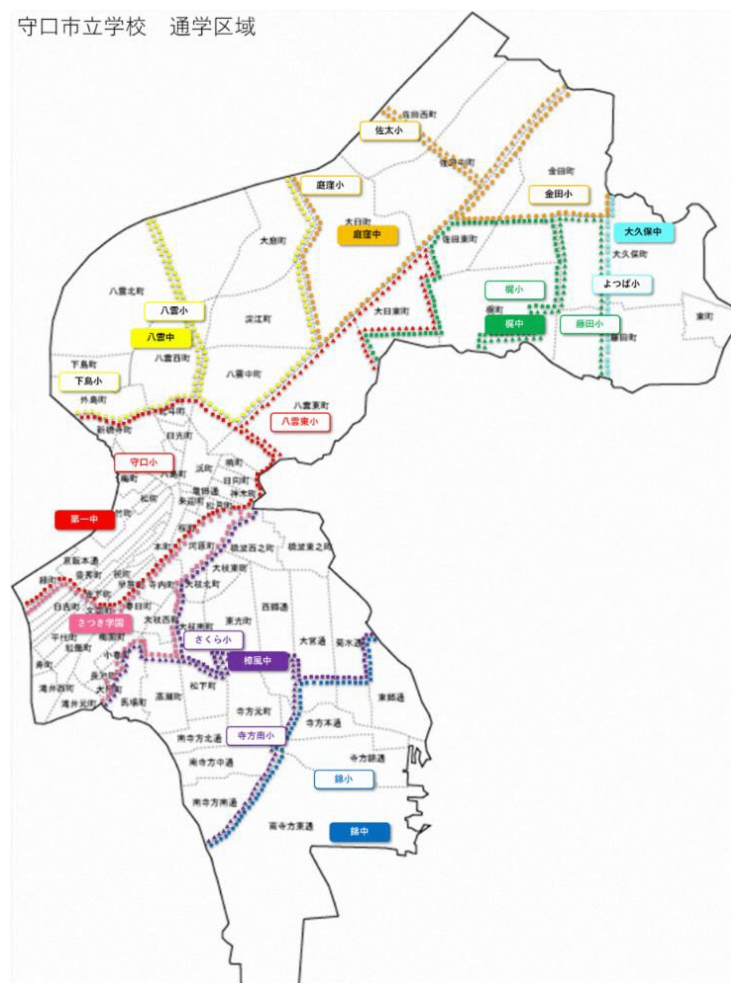
- ・ 守口市立東小学校と守口市立大久保小学校の統合

○ 今後の検討事項

1740

- ・ 下島小学校・八雲小学校の統合

※ 現在の学校の配置及び通学区域は、図の通りです。



(2) 今後の適正規模・適正配置の在り方

1745 ア 「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂

全国及び大阪府では、少子化傾向による子どもの数の減少が続くと考えられていますが、守口市では、若年層の転入が見られ、近隣市と比べて、緩やかな減少になると予想されています。また、大規模集合住宅の建設などにより、一部の校区では、子どもの数が増加することが見込まれます。

1750 今日、学校施設の長寿命化（80年）という考え方が取り入れられ、一時的な在籍者数の増加だけでなく、人口動態推計を長い期間で考察することが求められます。

さらに、令和2（2020）年度に全中学校区で発足した学校運営協議会が定着し、中学校区内での交流も活性化し、学校が地域コミュニティの核として、重要な役割を担ってきています。

1755 これまでの「基本方針」に掲げられた、本市独自の「準適正規模校」の考え方や「8学級以下の小規模校については早期に規模適正化を図ること」は、今後、社会の変化や地域の実情と乖離していく可能性があり、以下の点を取り入れて、「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂することが適当です。

「守口市学校規模等適正化基本方針」改訂の方向性

○ 規模等適正化の目的：

子どもたちの学習環境の向上

- ・ 集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせる
- ・ 地域の未来の創り手である子どもを育む

○ 規模等適正化の考え方：

守口市独自の分類

→ 国の分類(過小規模、小規模、適正規模、大規模、過大規模)に合わせる

8学級以下の小規模校については早期に規模適正化

→ 削除（長期的な人口動態の推計に基づき、適正化を検討）

校区全体を統合することを基本とする

○ 規模等適正化の方策：

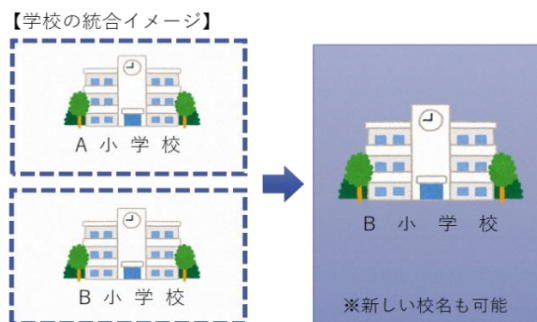
- ① 小規模化の解消のための方策
- ② 大規模化解消のための方策 に加え
- ③ 義務教育学校等の設置も検討

1760 イ 規模適正化の具体的方策

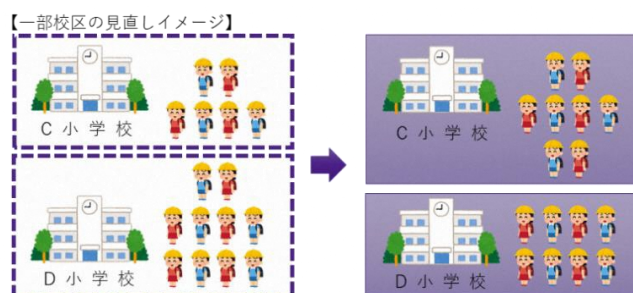
(ア)「小規模校化」へ対応

1765 複数年にわたって、在籍数及び学級数の減少が続き、適正規模（12 学級）を下回る可能性が高い場合には、当面、小規模校として生じるデメリットを最小化する方策を講じながら、中長期的に、子どもの数の増加が見込めない場合の学校統合など、具体的な方策を速やかに検討していくべきです。

【学校の統合】



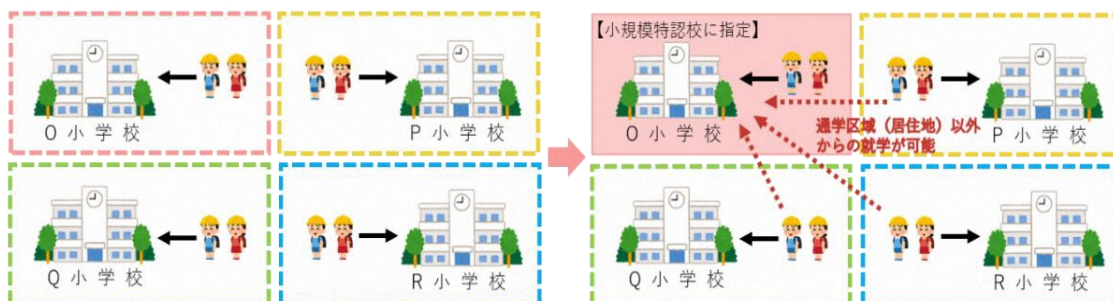
【一部校区の見直し】



1770 【小規模特認校の指定】

学校選択制の一つである特認校制を活用し、保護者や子どもたちが希望すれば、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める「小規模特認校⁵⁸」を指定することも考えられます。

【小規模特認校のイメージ】



⁵⁸ 学校選択制の一種であり、教育委員会があらかじめ特定の小規模校を指定し、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を可能とする制度。

1775

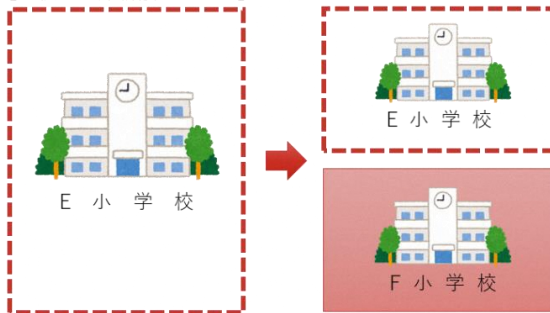
(イ)「大規模校化」へ対応

地域によって、子どもの数が急激に増加し、学級数の増加に伴い、教室数が不足することが予想される場合には、校舎の増築等に着手すべきです。

1780 また、増加傾向が続き、将来、31 学級以上の「過大規模校」となることが見込まれる場合には、過大規模の解消に向けた、具体的な方策を速やかに検討していくべきです。

【学校の分離新設】

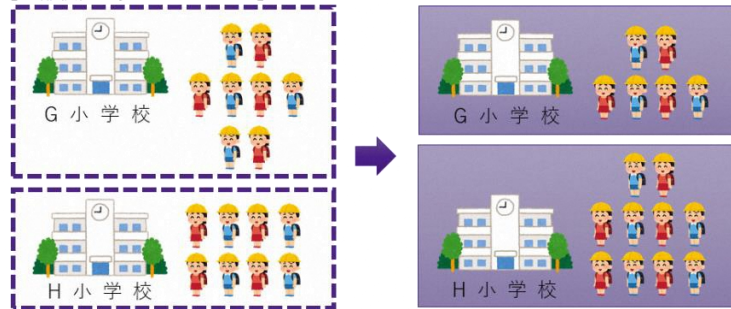
【学校の分離新設イメージ】



1785

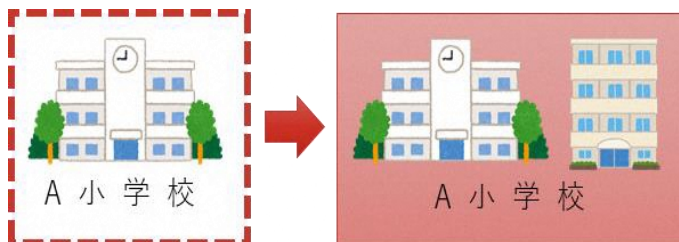
【通学区域の見直し】

【一部校区の見直しイメージ】



【学校規模は見直さず、学校施設の増築及び教職員の増員配置】

【学校施設の増築イメージ】



1790

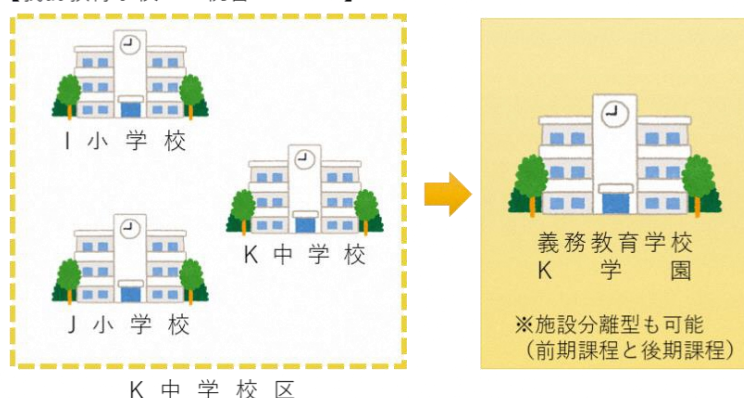
(ウ) 義務教育学校、併設型小学校・中学校の設置

1795 小中一貫教育を推進する観点から、義務教育学校や併設型小学校・中学校へ再編していく必要性については、第Ⅱ章でも述べていますが、義務教育学校等への再編は、教育環境や学校運営上の小規模化のデメリットの解消のための対策としても、有効な方策です。

学校規模が確保されることによって、社会性やコミュニケーション能力の育成にもつながるとともに、小・中学校の教職員が連携し、子どもたちの学びを支えることも可能になります。

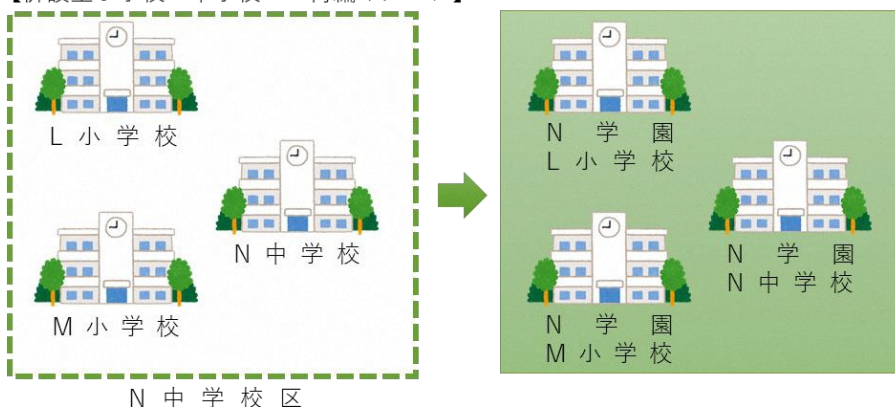
1800 施設としては、義務教育学校及び併設型小学校・中学校ともに、施設一体型、施設隣接型又は施設分離型の形態で設置することが可能なため、在籍者数、校舎の設備（教室数、子ども1人当たりの運動場の広さ等）や築年数、校地の広さ等も勘案して、実現可能な最善の施設形態を検討していくことが必要です。

【義務教育学校への統合イメージ】



1805

【併設型小学校・中学校への再編イメージ】



1810 ウ 検討が必要な校区と考えられる具体的方策

(ア) 八雲中学校区

【八雲中学校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】※最大値での予測

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
八雲小学校	69	68	54	63	61	64	63	52	38	45	32	48
40学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2
35学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2
令和3年度	278名 11学級											
令和4年度	294名 11学級											
令和5年度	323名 12学級											
令和6年度	341名 12学級											
令和7年度	357名 12学級											
令和8年度	373名 12学級											
令和9年度	379名 12学級											

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
下島小学校	42	48	65	42	36	37	23	40	28	40	42	35
40学級数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1
35学級数	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	1
令和3年度	208名 8学級											
令和4年度	210名 10学級											
令和5年度	204名 10学級											
令和6年度	206名 10学級											
令和7年度	243名 11学級											
令和8年度	251名 11学級											
令和9年度	270名 12学級											

1815

1820

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
八雲中学校	111	116	119	105	97	101	86	92	66	85	74	83	81	71	87
40学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	3	2	3
令和3年度 (生徒/学級数)	239 0														
令和4年度 (生徒/学級数)	235 0														
令和5年度 (生徒/学級数)	238 0														
令和6年度 (生徒/学級数)	242 0														
令和7年度 (生徒/学級数)	225 7														
令和8年度 (生徒/学級数)	243 0														
令和9年度 (生徒/学級数)	244 0														

1825

1830

八雲中学校区は、2小学校1中学校〔八雲小学校、下島小学校、八雲中学校〕で構成しています。先述の「22年答申」では、このうち、「下島小学校と八雲小学校の統合については、引き続き検討」とされてきましたが、その後も緩やかな減少傾向が続き、令和3（2021）年度現在の学級数は、下島小学校は8学級、八雲小学校は11学級、八雲中学校も9学級といずれも標準規模を下回る状況が続いています。

令和9（2027）年度までの推計では、学級数が増加する年度もありますが、中長期的には大幅な在籍者数の増加は見込めません。こうしたことから、子どもたちの学習環境の向上を図るために、次のような小規模校の解消を図る方策が考えられます。

【考えられる方策】

(ア) 八雲小学校と下島小学校の統合 又は

(イ) 八雲小学校、下島小学校、八雲中学校を統合し、義務教育学校を新設

それぞれにメリット・デメリットが考えられますが、(ア)については、2つの小学校を合わせて19学級と、小学校については、学校の適正規模（12学級以上18学級以下）に近い規模になりますが、中学校については、依然として小規模化が解消されません。

1835

(イ)については、3つの学校を合わせて28学級と、義務教育学校の適正規模に近い規模になるとともに、義務教育学校となることにより、9年間を見据えた小中一貫教育を一層充実させることが期待できます。

いずれの統合でも、学級数増となることから、施設面でも、子どもたちの学習環境が

1840 維持、向上できるよう、教室数や運動施設の広さなどを十分に確保し、教育委員会は、十分な面積の校地を確保するとともに、具体的な検討を進めていくべきです。

(イ) 第一中学校区

【第一中学校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】※最大値での予測

1845

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
守口小学校	173	163	203	160	175	133	95	87	108	84	102	99
40学級数	5	5	6	4	5	4	3	3	3	3	3	3
35学級数	5	5	6	5	5	4	3	3	4	3	3	3
令和3年度							575名		18学級			
令和4年度							609名		20学級			
令和5年度							682名		21学級			
令和6年度							758名		24学級			
令和7年度							853名		26学級			
令和8年度							929名		28学級			
令和9年度	1007名						30学級					

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
八雲東小学校	50	55	52	62	68	73	85	74	68	69	79	66
40学級数	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
35学級数	2	2	2	2	2	2	3	3	2	2	3	2
令和3年度							441名		15学級			
令和4年度							448名		16学級			
令和5年度							437名		15学級			
令和6年度							430名		15学級			
令和7年度							414名		15学級			
令和8年度							395名		14学級			
令和9年度	360名						13学級					

1850

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
第一中学校	223	218	255	222	243	206	180	161	176	153	181	165	155	143	115
40学級数	6	6	7	6	7	6	5	5	5	4	5	5	4	4	3
令和3年度													413		
令和4年度													463		
令和5年度													501		
令和6年度													499		
令和7年度													510		
令和8年度													490		
令和9年度													517		

1855

第一中学校区は、2小学校1中学校〔守口小学校、八雲東小学校、第一中学校〕で構成しています。令和3（2021）年度現在の学級数は、守口小学校は18学級、八雲東小学校は15学級、第一中学校は12学級と、現時点では標準規模ですが、令和9（2027）年度には、八雲東小学校は13学級と漸減する一方、入学者数の増加により、守口小学校は30学級と大規模学校に、第一中学校は15学級に、学級数の増加が見込まれています。

このうち、特に、守口小学校の学級は急増し、現校舎には余裕教室等はなく、教室不足が確実に生じることから、早急な対応が求められます。

1860

守口小学校は、平成18（2006）年に土居小学校を統合して15年を経過し、旧土居小学校区と守口小学校の旧校区の一体感も醸成されてきました。また、令和9（2027）年度以降も学級数の増加が見込まれますが、さらに長期的に考え、将来の人口減少も見据えると、「学校の分離」の判断については、慎重にする必要があり、校区変更を伴わずとも、中長期的観点から学習環境の向上を見込める施設を整備することが望まれます。

1865

こうしたことから、守口小学校、第一中学校については、次のような大規模校の解消を図る方策が考えられます。

【考えられる方策】

- 教室不足への早急な対応が必要
- 校区変更を伴わずとも、中長期的観点から児童・学級数の変動に対応できる、学習環境の向上を見込める施設を整備
- 子どもの数の増加に対応し、教職員の配置増、学校運営上の工夫

なお、守口小学校の校区の一部が、さつき学園との選択区域となっていることから、保護者や地域住民の意見も踏まえ、選択区域の見直しについても検討していくべきです。

1870 (ウ) 錦中学校区

【錦中学校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】※最大値での予測

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
錦小学校	96	93	107	108	95	114	82	89	81	83	89	101
40学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
35学級数	3	3	4	4	3	4	3	3	4	3	3	3
令和3年度							525名			18学級		
令和4年度							538名			20学級		
令和5年度							544名			20学級		
令和6年度							569名			21学級		
令和7年度							595名			21学級		
令和8年度							599名			21学級		
令和9年度	613名			21学級								

1875

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
錦中学校															
小学校卒業	96	93	107	108	95	114	82	89	81	83	89	101	97	86	113
40学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
令和3年度 (生徒/学級数)													296	9	
令和4年度 (生徒/学級数)													284	9	
令和5年度 (生徒/学級数)													287	9	
令和6年度 (生徒/学級数)													273	9	
令和7年度 (生徒/学級数)													253	9	
令和8年度 (生徒/学級数)													253	9	
令和9年度 (生徒/学級数)													252	9	

1880

錦中学校区は、1 小学校 1 中学校 [錦小学校、錦中学校] で構成しています。令和 3 (2021) 年度現在の学級数は、錦小学校は 18 学級 (令和 3 (2021) 年度)、錦中学校は 9 学級と標準規模ですが、令和 9 (2027) 年度には、両校とも在籍者数が増加し、錦中学校は 9 学級を維持しつつも、錦小学校は 21 学級と大規模校となる見込みです。

1885 両校の校地は、隣接しており、現在も、小中連携教科指導のための加配教員 (錦小学校を兼務) を配置し、守口市の小中連携を先導してきています。

こうしたことから、地理的条件を生かした小中一貫教育を一層推進するために、義務教育学校又は併設型小・中学校に移行していくべきです。その際、運営面では、錦小学校と錦中学校を合わせて、30 学級、在籍者数約 900 人の規模となることから、次のような方策が考えられます。

1890

【考えられる方策】

- 錦小学校と錦中学校を、義務教育学校又は併設型小・中学校に再編
- 子どもの数の増加に対応し、教職員の配置増、学校運営上の工夫
- 特別教室の数や運動場等の広さ等を確保
- 錦小学校と錦中学校の校舎築年数が異なるため、校舎の改築時期、設計・施工方法について多角的に検討

子どもたちにとって、小中一貫教育が一層充実されることは、学習環境の向上に繋がりますが、大規模化に伴う課題が懸念されることから、今後、教育委員会は、教職員の必要数、特別教室の必要数や運動場等の必要面積を検討するとともに、子どもたちをき

1895 め細かく指導できるための、教職員の配置、学校運営上の工夫等について、検討していくべきです。

(エ) 上記以外の校区

(ア)～(ウ)で示した以外の校区については、今後、校区の子どもの数や学級数の推移を踏まえた、学校の適正規模化の方策を、引き続き、教育委員会において検討するとともに、地域の実情等を踏まえた、子どもたちの学習環境の維持、向上を図るための、校区内の学校の在り方について、学校運営協議会においても議論が深まることを期待したいと思います。

【庭窪中学校区】

1905 【庭窪中学校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】※最大値での予測

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
庭窪小学校	86	70	55	56	53	57	49	49	48	47	48	54
40学級数	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35学級数	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
令和3年度							295名		12学級			
令和4年度							298名		12学級			
令和5年度							303名		12学級			
令和6年度							312名		12学級			
令和7年度							319名		12学級			
令和8年度							340名		12学級			
令和9年度							377名		13学級			

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
金田小学校	42	44	53	49	51	43	51	44	63	54	52	55
40学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
令和3年度							319名		12学級			
令和4年度							307名		12学級			
令和5年度							306名		12学級			
令和6年度							301名		12学級			
令和7年度							291名		12学級			
令和8年度							281名		12学級			
令和9年度							282名		12学級			

1910

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
佐太小学校	28	34	47	31	34	41	33	32	32	44	40	44
40学級数	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1	2
35学級数	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1	2
令和3年度							225名		9学級			
令和4年度							222名		9学級			
令和5年度							216名		8学級			
令和6年度							203名		7学級			
令和7年度							218名		8学級			
令和8年度							220名		8学級			
令和9年度							215名		8学級			

1915

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
庭窪中学校	156	148	155	136	138	141	133	125	143	145	140	153	138	174	150
40学級数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
令和3年度													462		
(生徒/学級数)														12	
令和4年度													465		
(生徒/学級数)														12	
令和5年度													431		
(生徒/学級数)														12	
令和6年度													438		
(生徒/学級数)														12	
令和7年度													428		
(生徒/学級数)														12	
令和8年度													413		
(生徒/学級数)														12	
令和9年度													401		
(生徒/学級数)														12	

1920 庭窪中学校区は3小学校1中学校〔庭窪小学校、佐太小学校、金田小学校、庭窪中学校〕で構成しています。令和3(2021)年度現在の学級数は、庭窪小学校は12学級、金田小学校は12学級、庭窪中学校は13学級と標準規模ですが、令和9(2027)年度には、佐太小学校は8学級で、今後、在籍者数及び学級数の減少が見込まれます。中長期的には、庭窪小学校、金田小学校及び庭窪中学校についても、大幅な在籍者数の増加は見込めません。

1925

こうしたことから、望ましい学習環境を維持していくために、小規模校の解消を図る方策を検討していく必要があります。特に、佐太小学校については、長期的に学級数の増加が見込めない場合には、隣接校との統合も含めて、今後、具体的な方策を検討して

いくことが必要です。

1930

<今後の検討課題>

- 佐太小学校の小規模化の解消方策 [隣接校との統合など]
- 義務教育学校又は併設型小・中学校への再編可能性 [施設分離型]

【梶中学校区】

【梶中学校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】※最大値での予測

1935

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
梶小学校	90	105	94	89	82	99	76	73	61	61	57	88
40学級数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	3
15学級数	3	4	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3
令和3年度							416名			15学級		
令和4年度							427名			16学級		
令和5年度							462名			16学級		
令和6年度							490名			17学級		
令和7年度							523名			18学級		
令和8年度							559名			19学級		
令和9年度	573名						19学級					

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
藤田小学校	50	62	65	55	65	54	46	54	38	40	52	45
40学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2
11学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
令和3年度							275名			11学級		
令和4年度							284名			12学級		
令和5年度							297名			12学級		
令和6年度							312名			12学級		
令和7年度							339名			12学級		
令和8年度							347名			12学級		
令和9年度	351名						12学級					

1940

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
小学校卒業	140	171	159	144	157	153	122	127	99	101	109	133	115	125	132
40学級数	4	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	4	3	4	4
令和3年度													372		
(生徒/学級数)														12	
令和4年度													373		
(生徒/学級数)														11	
令和5年度													357		
(生徒/学級数)														10	
令和6年度													343		
(生徒/学級数)														10	
令和7年度													309		
(生徒/学級数)														8	
令和8年度													327		
(生徒/学級数)														10	
令和9年度													348		
(生徒/学級数)														11	

1945

梶中学校区は 2 小学校 1 中学校 [梶小学校、藤田小学校、梶中学校] で構成しています。令和 3 (2021) 年度現在の学級数は、梶小学校は 15 学級、藤田小学校は 11 学級、梶中学校は 12 学級と標準規模ですが、令和 9 (2027) 年度には、梶小学校は 19 学級と増加し、藤田小学校は在籍者数が増加するものの、学級数 12 学級とほぼ横ばいの見込み、梶中学校は 11 学級に漸減すると見込まれます。

このように、梶小学校を除き、藤田小学校及び梶中学校は、長期的に学級数が減少していくことも視野に、小規模化の解消方策を検討していくことが必要です。

1950

梶中学校区の特徴として、梶小学校と梶中学校が隣接し、藤田小学校とは約 800m 離れています。こうした各校の位置関係 (梶町地区と藤田町地区) を生かした義務教育学校又は併設型小・中学校に移行することも考えられます。

施設面では、3 校ともに、築年数が 50 年を超過し、特に、梶中学校の校舎の一部は、耐震強度はありますが、耐力度点数が低く長寿命化改修に適さないため、将来、該当する校舎の建て替えが必要です。

1955

<今後の検討課題>

- 義務教育学校又は併設型小・中学校への再編可能性 [施設分離型又は施設一体型]
- 老朽校舎改築の時期・手法 [隣接する梶小学校と梶中学校の校舎との共用化等]

【大久保中学校区】

【大久保中学校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】 ※最大値での予測

1960

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
よつば小学校	102	99	114	89	96	97	79	74	92	82	78	93
40学級数	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	2	3
35学級数	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
令和3年度							498名			18学級		
令和4年度							502名			18学級		
令和5年度							520名			18学級		
令和6年度							527名			18学級		
令和7年度							549名			19学級		
令和8年度							574名			19学級		
令和9年度	597名						19学級					

1965

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
小学校卒業	102	99	114	89	96	97	79	74	92	82	78	93	87	99	88
40学級数	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	2	3	3	3	3
令和3年度 (生徒/学級数)													274	θ	
令和4年度 (生徒/学級数)													279	θ	
令和5年度 (生徒/学級数)													258	θ	
令和6年度 (生徒/学級数)													253	θ	
令和7年度 (生徒/学級数)													252	θ	
令和8年度 (生徒/学級数)													248	θ	
令和9年度 (生徒/学級数)													245	7	

1970

大久保中学校区は 1 小学校 1 中学校 [よつば小学校、大久保中学校] で構成しています。令和 3 (2021) 年度現在の学級数は、よつば小学校で 18 学級、大久保中学校で 9 学級と標準規模ですが、令和 9 (2027) 年度には、よつば小学校は 19 学級に増加、大久保中学校は 7 学級と減少が見込まれています。

施設面では、よつば小学校は、平成 28 (2017) 年に大久保小学校と東小学校を統合、平成 30 (2019) 年に新校舎となったのに対し、大久保中学校の校舎は築 48 年と老朽化が進み、将来、改築が必要となっています。

1975

<今後の検討課題>

- 義務教育学校又は併設型小・中学校への再編可能性 [施設分離型又は一体型]
- 大久保中学校の校舎改築の時期、手法

1980

【樟風中学校区】

【樟風中学校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】※最大値での予測

1985

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
さくら小学校	132	116	128	114	88	117	79	67	67	79	67	71
40学級数	4	3	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2
35学級数	4	4	4	4	3	4	3	2	2	3	2	3
令和3年度							430名			14学級		
令和4年度							476名			16学級		
令和5年度							497名			17学級		
令和6年度							532名			18学級		
令和7年度							593名			20学級		
令和8年度							642名			22学級		
令和9年度	695名						23学級					

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
寺方南小学校	90	105	101	109	86	107	100	74	79	72	73	65
40学級数	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
35学級数	3	3	3	4	3	4	3	3	3	3	3	2
令和3年度							463名			14学級		
令和4年度							505名			19学級		
令和5年度							518名			19学級		
令和6年度							555名			20学級		
令和7年度							577名			20学級		
令和8年度							608名			20学級		
令和9年度	598名						20学級					

1990

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
小学校卒業	222	221	229	223	174	224	179	141	146	151	140	136	147	142	140
40学級数	6	6	6	6	5	6	5	4	4	4	4	4	4	4	4
令和3年度 (生徒/学級数)													429		12
令和4年度 (生徒/学級数)													425		12
令和5年度 (生徒/学級数)													423		12
令和6年度 (生徒/学級数)													427		12
令和7年度 (生徒/学級数)													437		12
令和8年度 (生徒/学級数)													438		12
令和9年度 (生徒/学級数)													466		13

1995

樟風中学校区は2小学校1中学校〔さくら小学校、寺方南小学校、樟風中学校〕で構成しています。令和3（2021）年度現在の学級数は、さくら小学校が14学級、寺方南小学校が14学級、樟風中学校が12学級と標準規模ですが、令和9（2027）年度には、さくら小学校が23学級、寺方南小学校が20学級、樟風中学校が13学級と増加する見込みです。将来の学級数増に対応して、特別教室等の普通教室への転用、校舎の増築、教員の配置増などを検討していくことが必要です。

2000

樟風中学校は平成27（2015）年に第二中学校及び第四中学校、さくら小学校は平成30（2018）年に三郷小学校及び橋波小学校、寺方南小学校は平成30（2018）年に寺方小学校及び南小学校、をそれぞれ統合し、新設された学校で、3校ともに新校舎です。

2005

こうしたことから、当面、現行の3校体制を生かし、併設型小・中学校に移行することも考えられます。

＜今後の検討課題＞

○ 将来の学級数増への対応

〔特別教室等の普通教室への転用、校舎の増築、教員の配置増など〕

○ 義務教育学校又は併設型小・中学校への再編可能性〔施設分離型〕

2010

【さつき学園】

【さつき学園校区の児童・生徒数及び普通学級数の推移】※最大値での予測

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
さつき学園(前期)	60	51	49	49	48	68	52	69	61	62	65	66
40学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
令和3年度							375名			12学級		
令和4年度							377名			12学級		
令和5年度							360名			12学級		
令和6年度							347名			12学級		
令和7年度							335名			12学級		
令和8年度							317名		12学級			
令和9年度							325名		12学級			

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
さつき学園	60	51	49	49	48	68	52	69	61	62	65	66	67	60	64
小学校卒業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
令和3年度(生徒/学級数)															191
令和4年度(生徒/学級数)															193
令和5年度(生徒/学級数)														198	0
令和6年度(生徒/学級数)														193	0
令和7年度(生徒/学級数)														188	0
令和8年度(生徒/学級数)														192	0
令和9年度(生徒/学級数)														182	0

2025 守口市で唯一の義務教育学校であるさつき学園は、令和3（2021）年度現在の学級数は、前期課程で12学級、後期課程で6学級と標準規模で、夜間学級は5学級です。令和9（2027）年度には、前期課程で12学級、後期課程で6学級とほぼ横ばいの見込みですが、中長期的に、在籍者数及び学級数が増加することがあれば（夜間学級を含む）、特別教室等の普通教室への転用、校舎の増築、教員の配置増なども検討していく必要があります。

<今後の検討課題>

- 将来の学級数増への対応（夜間学級を含む）

[特別教室等の普通教室への転用、校舎の増築、教員の配置増など]

2030

ウ 学校統合等のプロセス

2035 学校の統合、分離新設、一部校区の見直し等は、子どもたちの学習環境の向上のために行うものですが、学校の統合等は、保護者のみならず、地域住民にとっても大きな影響を与えることから、学校運営協議会においても、統合等によってどのような学校を目指すのかを十分に議論していくことが不可欠です。教育委員会は、保護者や住民アンケートの実施や、公聴会の開催を通して、関係者の合意形成を図ることが重要です。

2040 また、学校統合等に際しては、学校統合等によって地域を統合するということではなく、校区が広がることによって、子どもたちの学びの場が広がり、多様な人と触れる機会が増え、子どもたちの学びを支える土台がより大きく、強固になるという視点が重要です。

2045 統合等をした学校においては、商店街や工場、公共施設など、子どもたちに学びの場が広がり、多様な職種や経験を持つ地域の方々と触れる機会も増えることから、そういった地域の物的・人的資源を最大限に活かし、子どもたちの学びを豊かにするという観点で新たな学校づくりに取り組み、段階的に地域同士も交流していくことが、よりよい学校づくりには必要です。

新しい学校づくりの議論は、統合後の学校の校舎位置、校名等の決定、特色ある教育活動、会計等の統合、廃校後の保存方針の決定など、膨大な事務が発生することから、継続的に議論を積み重ねていく工夫が大切です。

2050 さらに、学校規模の適正化や適正配置に関する検討は、教育委員会と市長との緊密な連携の下で進める必要があります。

言うまでもなく、統合自体が目的ではなく、手段であり、統合等を通して目指す、子どもたちにとって魅力ある学校像を具体的に描き、その実現に向けて、関係者が協働していくことが不可欠です。

2055 特に、統合後に、子どもたちがその恩恵を最大限に享受できるよう、魅力あるカリキュラムの開発、施設整備面での充実、通学路の安全確保に関する対応、子どもたちにとっての環境変化への対応をしっかりと検討していくとともに、統合前後の人的配置によって子どもたちや教職員の取組みを支えることも大切です。

【提言】 集団生活や教科指導が可能な学校規模・配置の最適化

◎ 子どもたちの学習環境の向上のために、学校の適正規模化は重要な意義

〔「守口市学校規模等適正化基本方針」をすみやかに改訂〕

◎ 短期的な児童生徒数の増減だけではなく、長期的な児童生徒数の見通し、学校施設の老朽化等を総合的に勘案していく必要

◎ 学校統合の適否は、学校運営協議会で議論、保護者や住民アンケートの実施、公聴会の開催など、合意形成のために、丁寧なプロセスを重視

2060

2065

2. 社会に包容された学校を目指して

(1) 環境負荷の視点を取り入れた施設の整備及び維持管理

2070 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められています。ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の取組を推進していくことが環境負荷を低減するだけでなく、環境学習での活用や地域の先導的役割を果たすことも期待されます。

2075 例えば、平成 27（2015）年以降に開校した、樟風中学校、よつば小学校、義務教育学校さつき学園、寺方南小学校、さくら小学校の校舎には、自然採光や自然通風の仕組みを導入するとともに、断熱性を高め、温熱環境に配慮した。また、太陽光発電設備や災害時用の蓄電池、マンホールトイレなども備えています。

こういった取組みは、今後、長寿命化改修においても加速していくべきです。

2080 (2) 地域に開かれた複合施設としての学校の在り方

学校施設を核とした地域住民等との交流や地域活性化を図る観点等から、他の公共施設などとの複合化・共用化等を促進し、多様な「知」が集積し新しい価値を生み出す施設としての整備を推進していくことが大切です。

2085 学校の中だけで学びを完結することなく、地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していくことが重要です。地域や社会、関係機関等との連携・協働を図る空間は、コミュニケーションや創造性を誘発する魅力的な空間であることが望まれます。

2090 市立学校では、例えば、金田小学校、藤田小学校、佐太小学校、さくら小学校、さつき学園では、学校の校地や校舎の一部を「さんあい広場」⁵⁹として利用して、地域の高齢者が、趣味やスポーツ活動、菜園づくり等を通じて子どもたちとの世代間交流などの活動を行っています。また、樟風中学校の校舎は、子どもたちが、文化溢れる環境の中で学校生活を送れるよう、学校全体を美術館として構想し、「樟風ギャラリー」を設置し、
2095 絵画や写真、生徒の作品のほか、現代南画の大家として知られる直原 玉 青^{じきはらぎよくせい}の作品を展示しています。双方向の交流として、梶中学校では、隣接する梶らいこうじ学園こども園が中学校の運動場で避難訓練を行ったり、園児が梶中学校の運動場で遊んだり、梶中学校の家庭科の授業として保育体験をしたり、こども園の教員に職業講話をしてもらった

⁵⁹ 高齢者が自主的に活動・運営する施設。「ふれあい」「語りあい」「助けあい」の3つのあい(愛)から『さんあい広場』と命名

りする取組みも行われています。

2100 このほか、市立学校の施設は、本来の目的である学校教育活動に支障のない範囲で、夜間や休日などの時間帯に、市民が、地域団体等による文化講座、研修会、スポーツ・レクリエーションなどに利用できるようになっていきます（「目的外使用」、申し込み制）。

教育委員会は、将来の学校の再編や改築に当たって、教育環境向上を第一とした上で、地域の実情等を考慮し、学校以外の公共施設（コミュニティセンター、こども園など）

2105 との複合化も視野に入れて、検討していくことが望まれます。

複合化により、単独の学校として整備するよりも施設機能の高機能化・多機能化を図り、子どもたちや地域住民にとって多様な学習環境を創出するとともに、学校施設を含めた公共施設を有効に活用することができるようにし、子どもたちと多様な世代との交流を深め、地域全体で子どもたちの安全・安心を見守ることにもつながるようにすること

2110 とも重要です。

（3）計画的な学校施設整備

教育委員会は、今後、「守口市公共施設等総合管理計画」（令和4（2022）年3月改訂）や「守口市立学校施設整備計画」（令和3（2021）年3月策定）を踏まえ、市長部局と連携し、市全体の公共施設の整備と連動しながら、学校施設の在り方について検討していくことが重要です。

2115 その中でも、施設老朽化対策を喫緊で行う必要がある学校の施設整備は最優先としつつ、新たな検討が必要な校区である八雲中学校区や第一中学校区なども、学校規模の適正化も含め、学習環境向上の観点から早急に施設整備を検討していく必要があります。

2120 また、他の中学校区の学校についても、本答申を踏まえ、単なる老朽化対策にとどまらずに、学習環境向上を伴った長寿命化改修や屋内運動場への空調設備の設置を計画的に進めて行くことが望まれます。

【提言】社会に包容された学校を目指して

◎ 2050年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を積極的に推進し、環境学習での活用や地域の先導的役割を果たす

◎ 他の公共施設などとの複合化・共用化等を促進し、地域や社会との交流の中で、コミュニケーションや創造性を誘発する魅力的な空間に

◎ 新たな検討が必要な八雲中学校区や第一中学校区などは、学習環境向上の観点から早急に施設整備を検討する一方、他の中学校区の学校についても、本答申を踏まえた長寿命化改修や屋内運動場への空調設備の設置等を含め、計画的に整備を推進

2125 おわりに

守口市の学校教育は、学制が公布された明治5（1872）年に、難宗寺に河内国第9区郷学校、佐太来迎寺に郷学校、明治7（1874）年に堺県第133番小学校に端を発しています。昭和22（1947）年に学校教育法の下で、6年制の小学校と3年制の中学校による9年間の義務教育制度が確立し、平成28（2016）年には学校教育法の一部改正によって新設された義務教育学校として、さつき学園を設置しました。

このように、守口市の学校教育は、150年余に及ぶ日本の学校教育制度とともに発展してきましたが、この間、在籍者数の増加期や減少期を経験し、教育環境の向上の観点から、大規模校を分離したり、小規模校の統合を行ったりしてきました。

2135 これからの150年間は予測不可能な時代ですが、少子高齢化が進むとともに、学校教育の役割も変化していくかもしれません。

如何なる変化が訪れても、市民、学識経験者、行政が連携し、子どもたちのウェルビーイング(Well-being)⁶⁰について考え、社会の変化を的確に捉え、解決策を見出し、学校が、子どもたちにとって最適の学びの場となることを、私たちは追求していきたいと思

2140 います。

また、今後は、教育諸条件の向上を目指し、子どもたちの学校環境の充実をソフト・ハード面から計画的に、着実に進めていくことが重要です。

その中で、施設整備については、多額の経費を必要とし、貴重な教育財産となる一方で、将来の世代に、多額の財政負担を強いることにもなってもいけません。

2145 教育委員会においては、市長部局と真摯な議論を通じて政策を形成し、守口の教育を計画的かつ持続的に、一層、素晴らしいものに発展させていくことを強く望みます。

私たちの誇りである「守口の学校」が、子どもたちの笑顔が絶えない、魅力あるものであり続けることを期待します。

2150

4 淀の川瀬はかわれども かわらぬいのちうけつぎて
礎^{いしづえ}固くとしえに 光を代々に燦然^{さんぜん}と
榮^{もぎ}を代々に守口市 いざ守口のこの希望

守口市歌（作詞：安西冬衛 作曲：古関裕而、昭和26年11月1日制定）より一部抜粋

⁶⁰ 子どもが心安らぐ安定した生活環境を持ち、希望や夢への期待を持って生活できている状態

巻末資料

○ 守口市新しい学校・園づくり審議会条例

平成 13 年 3 月 27 日条例第 11 号

2155

守口市新しい学校・園づくり審議会条例
(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、守口市新しい学校・園づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2160

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、守口市教育改革検討委員会が提言した「より良い学習環境創造のための新しい学校・園（教育システム）づくり」に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

2165

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) その他教育委員会が適当と認めた者

2170

3 委員は、当該諮問に係る事項について答申したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職

2175

務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

2180

ろによる。

(意見の聴取)

第 6 条 審議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

2185 **第7条** 審議会の庶務は、教育施策主管課において処理する。

一部改正〔平成21年条例20号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2190 **附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、第4条及び第5条の規定にかかわらず教育委員会委員長が行うものとする。

2195

附 則 (平成21年9月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。



守学管第 41 号

令和 3 年 7 月 9 日

2200

守口市新しい学校・園づくり審議会
会長 横山 俊祐 様

2205

守口市教育委員会
教育長 太田 知啓

市立小・中学校等のあり方について（諮問）

2210

今日、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」、そして、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」が到来していますが、学校においても、特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加など、在籍する児童生徒の多様化が進展しています。

2215

このような社会の変化や直面する課題に対して、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

2220

本市では、令和 2 年度から実施されている新しい学習指導要領の下で、学習の基盤となる資質や能力の確実な育成を図るとともに、児童生徒一人一台端末をはじめとする ICT を積極的に活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業を改善し、誰一人取り残さない教育の実現を目指しています。

2225

また、学校（教育システム）づくりの観点からは、平成 12 年 12 月に守口市教育改革検討委員会から提言を受け、平成 13 年 6 月に「守口市新しい学校・園づくり審議会」を設置し、平成 14 年 2 月に第一次答申を受け、小規模校の解消及びパイロット校による小中一貫教育の検討に取り組んできましたが、平成 23 年 2 月の第二次答申以降においても、さらに学校規模の適正化を進めるとともに、義務教育学校の設置や、全中学校等でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、小中一貫教育を進めてきました。

2230

令和 3 年 3 月には一定の統合が完了したことから、施設老朽化対策を主眼とした「守口市立学校施設整備計画」を策定したところですが、今後、本市の学校教育の質を高め、地域に根ざした特色ある教育を展開していくためには、国が進める少人数学級編制、教育のデジタルトランスフォーメーションの進展などを踏まえ、新しい時代の学びを実現

していくことが求められています。併せて、今後起こり得る災害や危機等に備え、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域の避難所としての機能も高めることも極めて重要です。

2235

将来、市全体としては、児童生徒数の減少が見込まれる一方で、地域によっては、集合住宅の建設などにより、児童生徒数が増加することも予想されます。今後の児童生徒数及び学級数の推移を踏まえ、新しい時代の適正な学校規模について検討し、「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂し、持続的で魅力ある学校教育を実現することが必要です。

2240

こうしたことから、守口市新しい学校・園づくり審議会条例第2条に基づき、下記のとおり、諮問します。

記

2245 諮問事項

1 新しい時代の学びの実現

- ・コミュニティ・スクールを基盤とした、小中一貫教育の推進
- ・個別最適な学びと協働的な学びを実現する施設環境
- ・情報通信技術を活用した学校教育の質的向上

2250

- ・多様な学習活動に対応する施設環境

2 心身の健康を守り、安全・安心を確保する学校の実現

- ・今後起こり得る災害や危機等への備え
- ・「新しい生活様式」を踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

2255

- ・学校施設のユニバーサルデザイン

3 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校の実現

- ・人口動態等を踏まえた、適正な学校規模
- ・環境負荷の視点を取り入れた施設の整備及び維持管理

2260

- ・地域に開かれた複合施設としての学校の在り方

守口市新しい学校・園づくり審議会 委員

令和3年7月9日委嘱

2265

「守口市新しい学校・園づくり審議会条例」第3条第2項第1号関係

市民（五十音順）

氏名	所属
奥山 寿一	樟風中学校区学校運営協議会会長
木村 剛久	守口市青少年育成指導員連絡協議会会長
佐野 泉	令和3年度守口市PTA協議会書記
杉本 清	さつき学園校区学校運営協議会会長
横山 淳	令和3年度守口市PTA協議会会長
脇本 ちよみ	大久保中学校区学校運営協議会会長

「守口市新しい学校・園づくり審議会条例」第3条第2項第2号関係

2270

学識経験者（五十音順）

氏名	所属
木原 俊行	大阪教育大学高度教職開発系教授
瀧本 一夫	大阪成蹊大学教育学部准教授
長田 道	近畿大学メディカルサポートセンターカウンセリング室専任講師
○西 孝一郎	京都光華女子大学こども教育学部こども教育学科准教授
◎横山 俊祐	大阪市立大学大学院工学研究科名誉教授
吉村 英祐	大阪工業大学工学部建築学科特任教授

「守口市新しい学校・園づくり審議会条例」第3条第2項第3号関係

その他教育委員会が適当と認めた者

氏名	所属
大野 友己	守口市立庭窪中学校校長
工藤 亜紀	さつき学園学校支援コーディネーター
深田 恵美	守口市地域コーディネーター連絡会顧問
丸山 宗久	守口市立梶小学校校長
水川 登志雄	守口市立さつき学園校長

◎：会長 ○：副会長

2275

（令和4年3月31日現在）

審議の経過

回	日時	内容
第1回	令和3年7月9日(金) 18:30~20:00	諮問及び会議運営について
第2回	8月27日(金) 18:00~20:00	コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育について
第3回	9月17日(金) 18:00~20:00	新しい時代の学びと持続可能で魅力ある学校の実現について
第4回	10月28日(木) 18:00~20:00	学校規模や施設状況を踏まえた学校の在り方について
第5回	11月25日(木) 18:00~20:00	答申案の検討について
第6回	12月20日(月) 18:00~20:00	答申案の検討について
	令和4年3月	答申

学校の適正規模・適正配置 関係法令

学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）

2285 第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。 ※中学校については、第 49 条において準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

2290 第 4 1 条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
※ 中学校については、第 49 条において準用

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

2295 第 3 条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2300 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

第 4 条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

2305 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

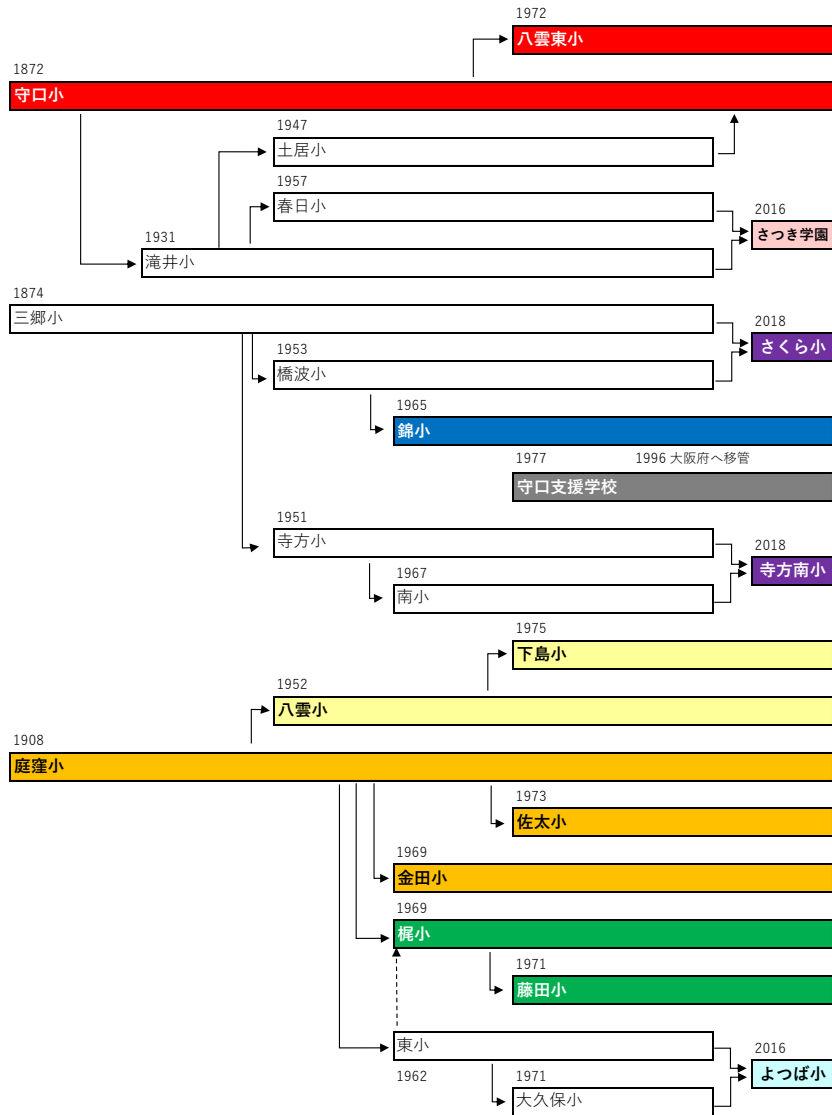
二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2310 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

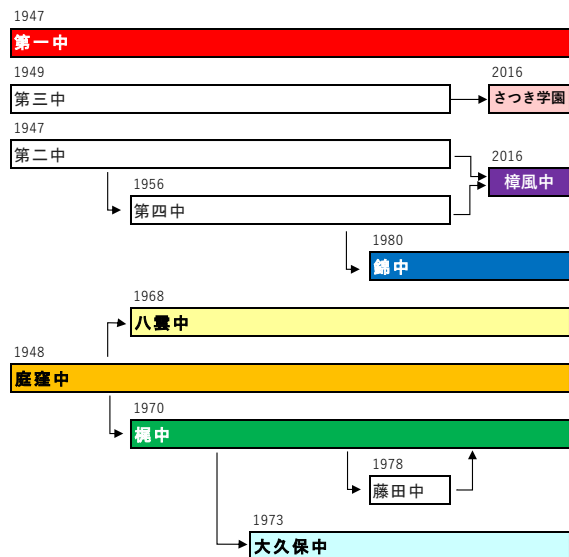
3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

2315 守口市立学校の変遷

【小学校】



【中学校】



市立学校の児童生徒数の推移、施設台帳（抜粋）

令和3年度 小学校の児童数・用地面積等

(令和3年5月1日時点)

学校名	守口	庭窪	八雲	錦	金田	梶	藤田	八雲東	佐太	下島	よつば	さくら	寺方南	合計
児童数	623	323	314	571	341	462	293	475	244	221	542	457	490	5,356
学級数	18	12	11	18	12	15	11	15	9	8	18	14	14	175
用地面積(㎡)	11,093	8,586	8,297	14,829	15,909	18,190	16,317	12,449	16,683	16,315	14,611	16,258	10,717	180,254
運動場(㎡)	7,022	4,448	4,642	7,715	6,278	8,636	9,070	6,472	8,519	8,298	5,389	5,950	4,035	86,474
一人当たりの運動場面積(㎡)	11.3	13.8	14.8	13.5	18.4	18.7	31.0	13.6	34.9	37.5	9.9	13.0	8.2	18.4
建物敷地(㎡)	4,071	4,138	3,655	7,114	9,411	9,554	7,247	5,977	8,164	8,017	9,222	10,308	6,682	93,560
校舎(㎡)	5,688	4,674	4,953	5,462	5,835	6,240	7,823	5,330	4,129	4,271	9,297	8,196	7,979	79,877
体育館(㎡)	755	907	844	890	674	674	796	795	824	809	1,019	1,176	1,130	11,293
借地(㎡)	657	-----	8,297	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	2,076	-----	11,030

※用地面積に借地を含む。

2320

令和3年度 中学校の生徒数・用地面積等

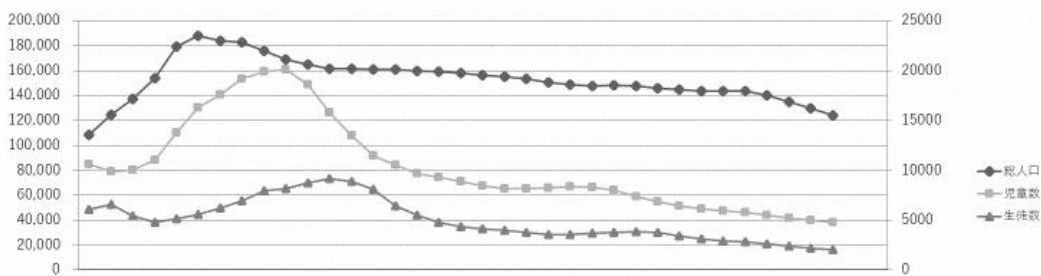
(令和3年5月1日時点)

学校名	第一	庭窪	八雲	梶	大久保	錦	樟風	さつき学園	計
生徒数	440	494	257	393	297	313	453	620 (前期:415) (後期:205)	2,647
学級数	12	13	9	12	9	9	12	18 (前期:12) (後期:6)	76
用地面積(㎡)	10,048	17,635	15,454	17,480	19,068	14,641	21,590	17,415	133,331
運動場(㎡)	5,550	11,686	9,161	12,790	9,683	8,539	12,395	8,332	78,136
一人当たりの運動場面積(㎡)	12.6	23.7	35.6	32.5	32.6	27.3	27.4	13.4	29.5
建物敷地(㎡)	4,498	5,949	5,843	4,690	9,385	6,102	9,195	9,083	54,745
校舎(㎡)	5,413	7,322	4,477	5,983	6,658	4,088	8,396	5,063	47,400
体育館(㎡)	683	940	780	990	896	850	1,638	858	7,635
借地(㎡)	-----	-----	450	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※八雲中の用地面積は借地を含む。

第一中学校区:守口小・八雲東小 庭窪中学校区:庭窪小・金田小・佐太小 八雲中学校区:八雲小・下島小 梶中学校区:梶小・藤田小
大久保中学校区:よつば小 錦中学校区:錦小 樟風中学校区:さくら小・寺方南小 さつき(後期)校区:さつき(前期)

児童生徒数の推移（推計）



昭和33 昭和34 昭和35 昭和36 昭和37 昭和38 昭和39 昭和40 昭和41 昭和42 昭和43 昭和44 昭和45 昭和46 昭和47 昭和48 昭和49 昭和50 昭和51 昭和52 昭和53 昭和54 昭和55 昭和56 昭和57 昭和58 昭和59 昭和60 昭和61 昭和62 昭和63 昭和64 昭和65 昭和66 昭和67 昭和68 昭和69 昭和70 昭和71 昭和72 昭和73 昭和74 昭和75 昭和76 昭和77 昭和78 昭和79 昭和80 昭和81 昭和82 昭和83 昭和84 昭和85 昭和86 昭和87 昭和88 昭和89 昭和90 昭和91 昭和92 昭和93 昭和94 昭和95 昭和96 昭和97 昭和98 昭和99 平成1 平成2 平成3 平成4 平成5 平成6 平成7 平成8 平成9 平成10 平成11 平成12 平成13 平成14 平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 平成26 平成27 平成28 平成29 平成30 令和1 令和2 令和3 令和4

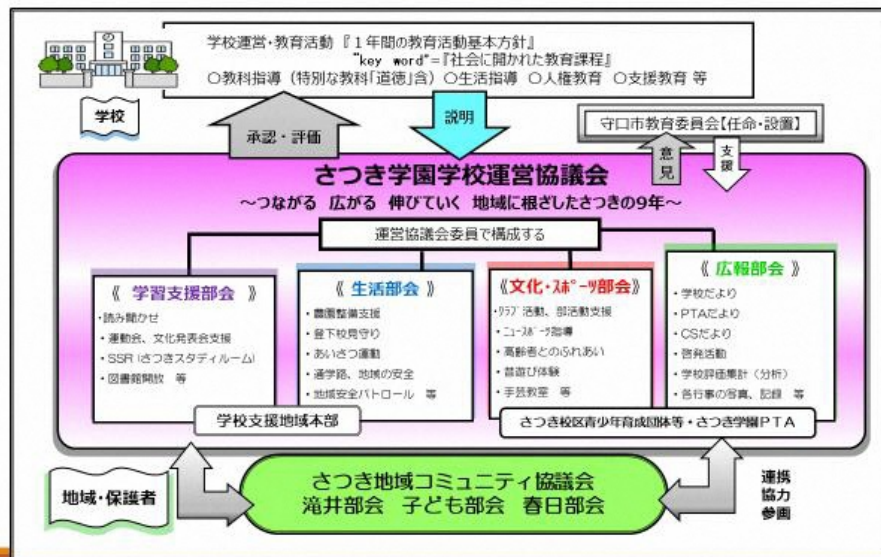
・総人口については左軸を、児童数及び生徒数については右軸を使用。
・児童数及び生徒数には、国私立通学者は含まない。また生徒数には、夜間学級通学者は含まない。

さつき学園学校運営協議会委員



「地域とともにある学校」をつくる

いじめのない学校を目指す



引用資料等

2325

<第1章関係>

○ 守口市教育大綱



○ 守口の教育



○ 守口市学力向上プラン



○ 学習指導要領【文部科学省】



2330

○ 全国学力・学習状況調査



○ 全国体力・運動能力・運動習慣等調査

【守口市】



【守口市】

2335

○ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）【守口市】



< 第 II 章関係 >

2340 ○ 小中一貫教育について【守口市】



< 第 III 章関係 >

○ GIGA スクール構想の推進 ○ 教育の情報化に関する手引き

【守口市】

【文部科学省】



2345

○ いじめ防止等について【守口市】



- 守口市立学校施設整備計画 ○ 学校施設整備指針【文部科学省】



- 2350 ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応【守口市】



< 第IV章関係 >

- 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き【文部科学省】



2355

- 市立学校在籍児童生徒数 ○ 通学区域



